

資料編

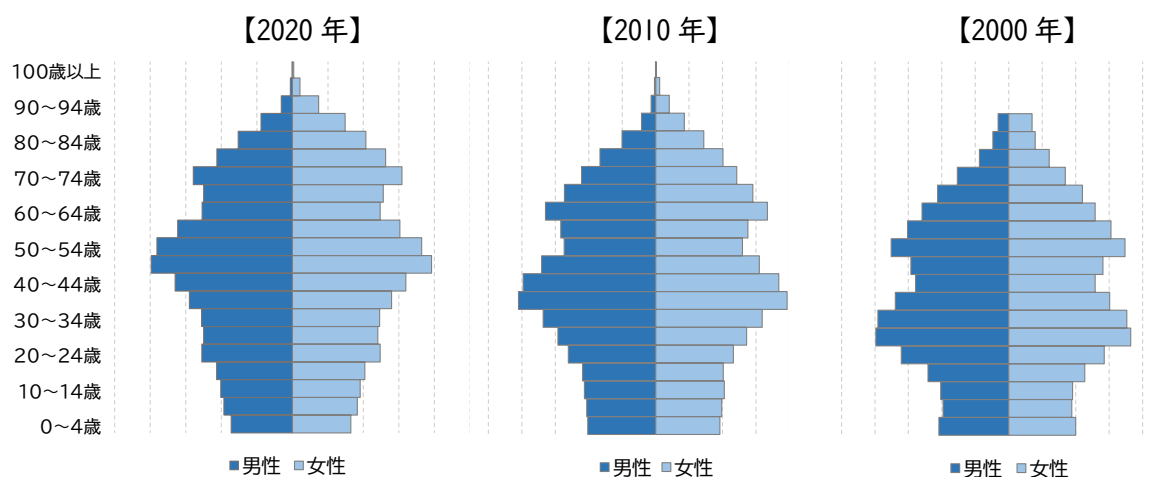
- 1 横浜市の状況(統計データ)
- 2 用語解説
- 3 横浜市地域福祉保健計画の検討経過
- 4 パブリックコメント実施結果
- 5 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿(2022・2023年度)

Ⅰ 横浜市の状況（統計データ）

（Ⅰ）横浜市の福祉保健に関わる基礎データ

ア 人口ピラミッド

人口ピラミッドは「つば型」を示しています。最も割合が高い層は2000年時点では20～30代でしたが、2020年には40～50代に移行しています。また、30代以下の割合は年齢が下がるのに従って縮小し、70～80代の割合が、特に女性で拡大していることが特徴的です。



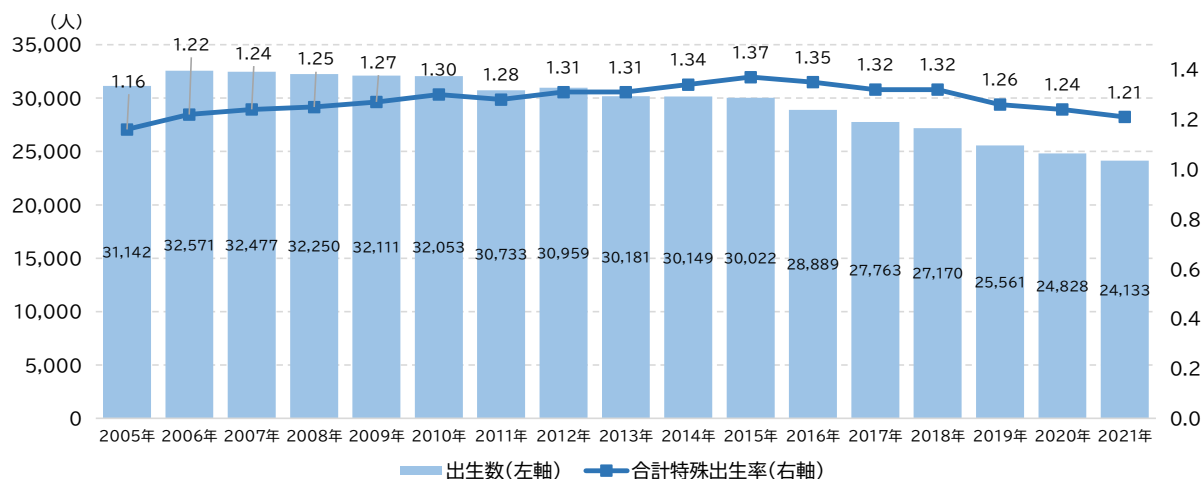
注)2000年のデータは、85歳以上が最大の階級

出典:総務省「国勢調査」

イ 合計特殊出生率、出生数の推移及び初婚年齢の平均の推移

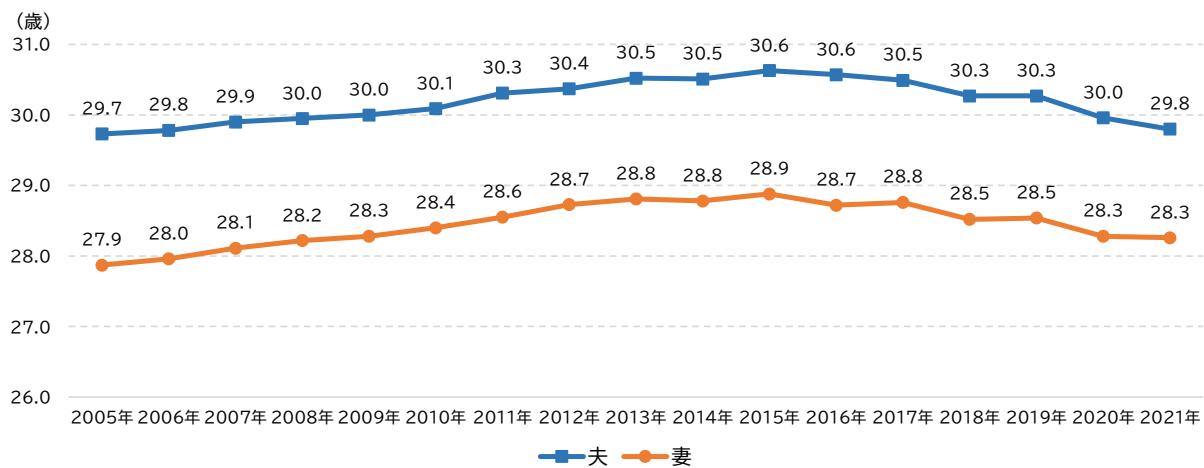
合計特殊出生率は、2015年頃まで回復傾向にありましたが、2016年以降低下が続き、2021年には1.21となっています。また、初婚年齢は、男女ともに上昇傾向が止まり、近年緩やかに下降しています。2021年時点で夫は29.8歳、妻は28.3歳となっています。

<合計特殊出生率、出生数の推移>



出典:「横浜市統計書」(出生の福祉保健センター別状況)

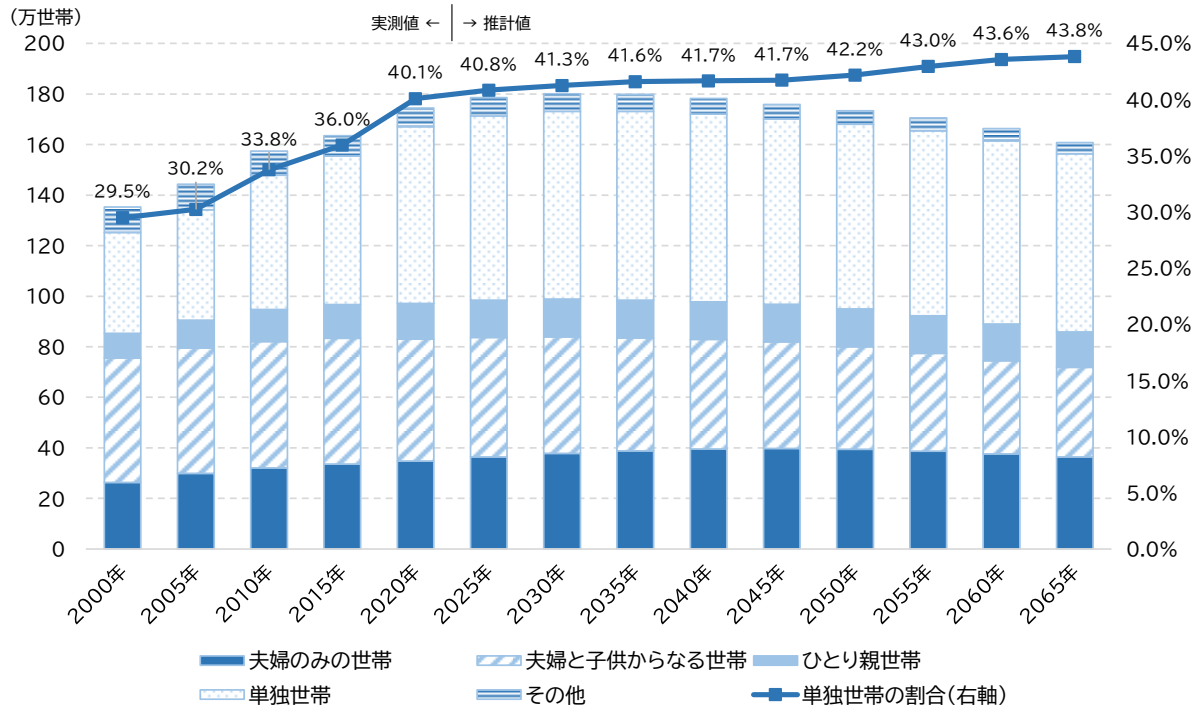
<初婚年齢の平均の推移>



出典:「横浜市統計書」(婚姻の福祉保健センター別状況)

ウ 家族類型別世帯数の推移と推計

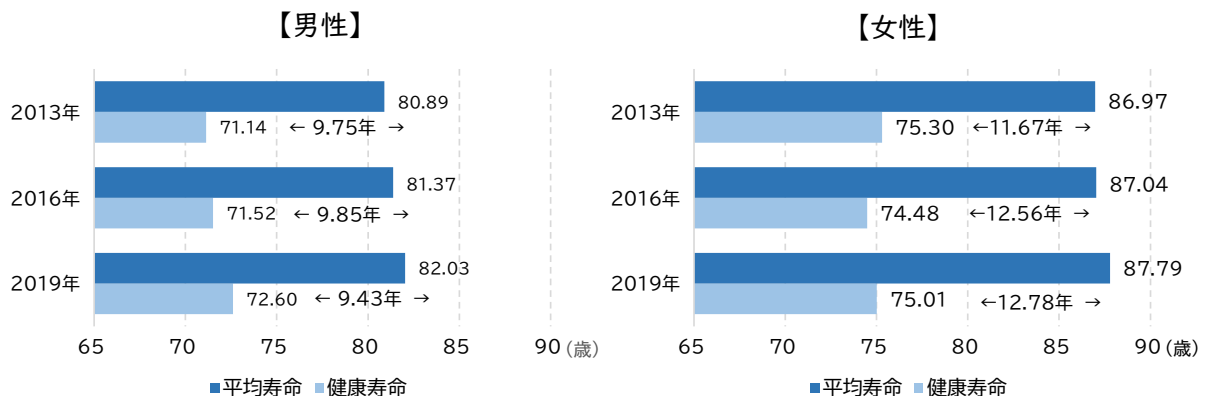
単独世帯の割合が年々増加しており、2020年には全体の40%を超えました。2065年には全体の43.8%を占めると見込まれています。



出典:2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は「横浜市将来人口推計」

エ 平均寿命と健康寿命の推移

男性の平均寿命と健康寿命は、2013年以降伸び続けており、その差はおおむね10年弱となっています。女性の健康寿命は、2013年から2016年にかけて縮小しているものの、2016年から2019年にかけて平均寿命、健康寿命ともに伸びており、その差は12歳前後となっています。



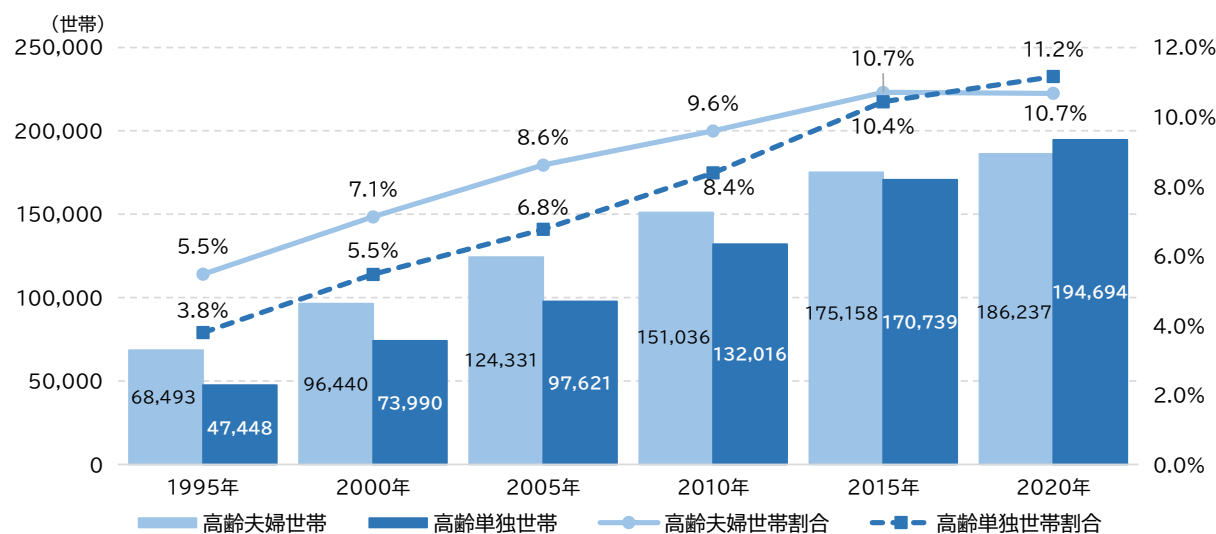
出典:「第2期健康横浜21最終評価報告書」(2022年6月)

(2) 各分野別における状況

① 高齢者

ア 高齢夫婦世帯と高齢単独世帯の推移

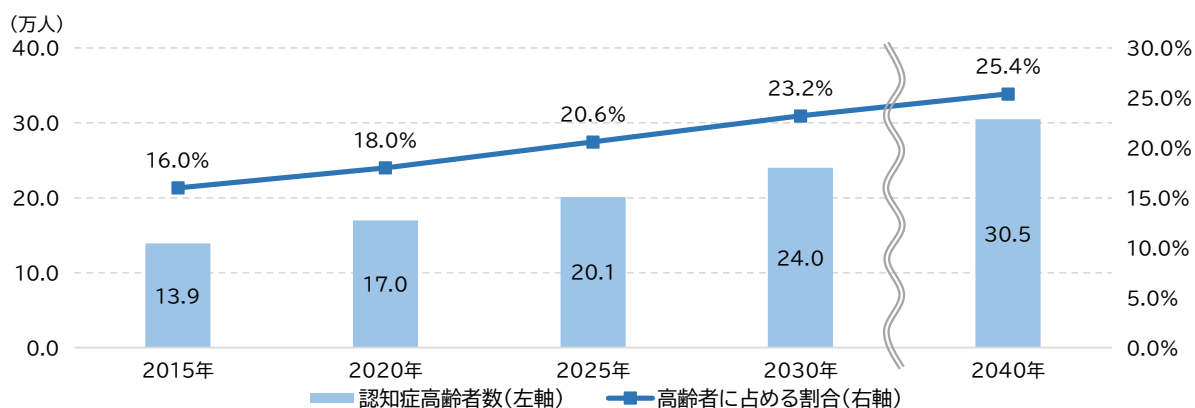
高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯）、高齢単独世帯ともに増加が続いています。総世帯数に占める割合は、2020年には高齢単独世帯が11.2%、高齢夫婦世帯が10.7%と、ともに10%を超えています。特に高齢単独世帯割合は1995年と比べて約2.9倍と大幅に増加しています。



出典：総務省「国勢調査」

イ 認知症高齢者数の推移

認知症高齢者数は、2020年は約17.0万人で、65歳以上の高齢者に占める割合は18.0%でした。2020年からの20年間で約1.8倍になることが見込まれており、2040年には約30.5万人となる見込みです。高齢者に占める割合は25.4%まで増加し、高齢者の4人に1人が認知症高齢者となることが予想されています。

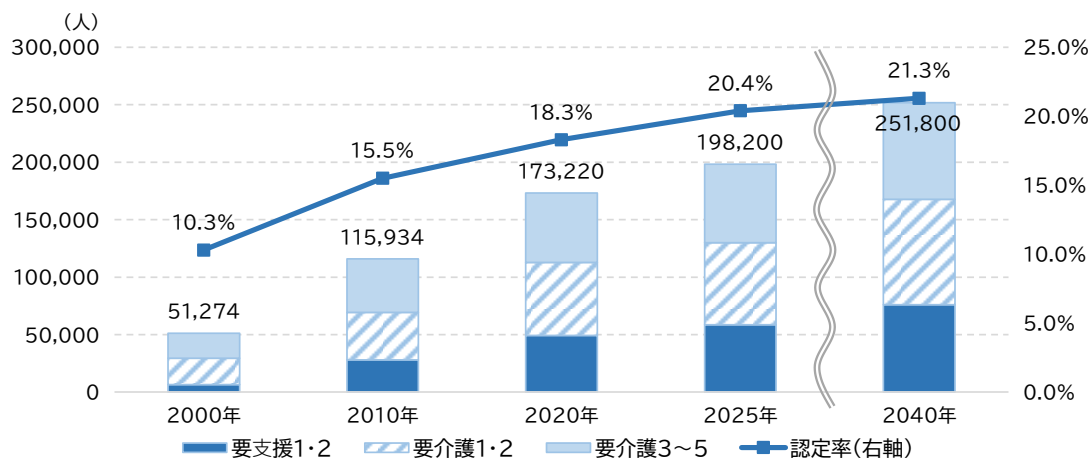


出典：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業 九州大学 二宮教授)の認知症有病率が上昇する場合を使用した推計
 ※2020年度国勢調査を基準とした将来人口推計(横浜市)を基に算出。

ウ 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定を受けている認定者数は、2020年で17万人を超えており、高齢者数の増加に伴い、今後も増加していく見込みです。

第1号被保険者に占める認定率は、2020年で18.3%となっており、2025年には20.4%に上昇する見込みです。



	2000年	2010年	2020年	2025年	2040年
要支援1・2	6,479	28,098	49,378	58,500	76,100
構成比(%)	12.6	24.2	28.5	29.5	30.2
要介護1・2	22,864	41,322	63,406	71,500	91,700
構成比(%)	44.6	35.6	36.6	36.1	36.4
要介護3～5	21,931	46,514	60,436	68,200	84,000
構成比(%)	42.8	40.1	34.9	34.4	33.4
認定者数(合計)	51,274	115,934	173,220	198,220	251,800
うち第1号被保険者数	48,938	112,275	169,341	194,000	248,100
第1号被保険者数(全体)	475,905	726,619	925,125	949,900	1,165,300
認定率(%)	10.3	15.5	18.3	20.4	21.3

注1) 認定率は、第1号被保険者数(全体)に占める、第1号被保険者の認定者数の割合。

注2) 要支援は、2006年度より要支援1と2での区分を開始(2000年度は「要支援」のみの区分)。

注3) 要支援・要介護認定者数および第1号被保険者数は、2020年までは実績値、2025・2040年は推計値。(各年9月末時点)

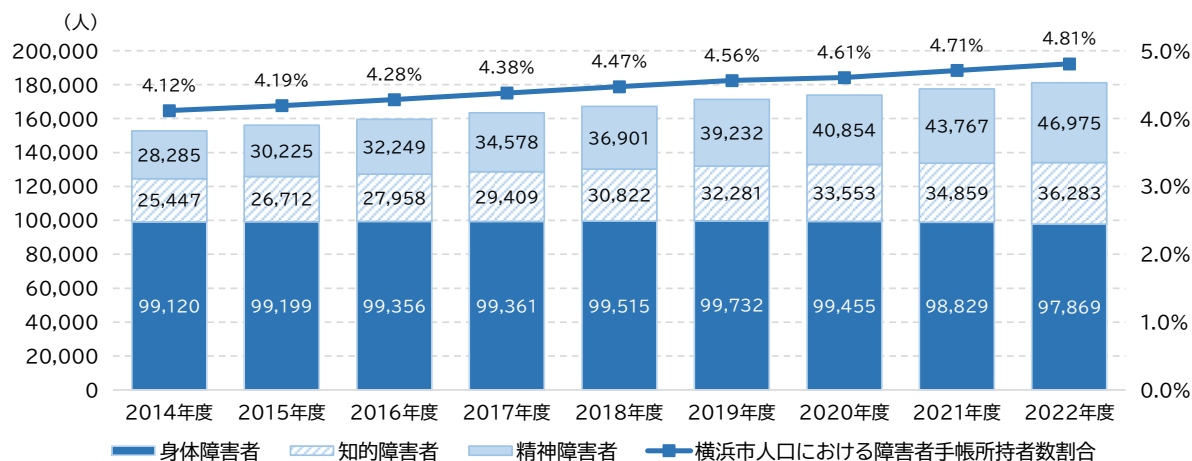
注4) 端数処理を行っているため、構成比等の割合は、合計が一致しないことがある。

出典:「第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」(2024年3月)

② 障害者

ア 障害者手帳所持者数と人口割合

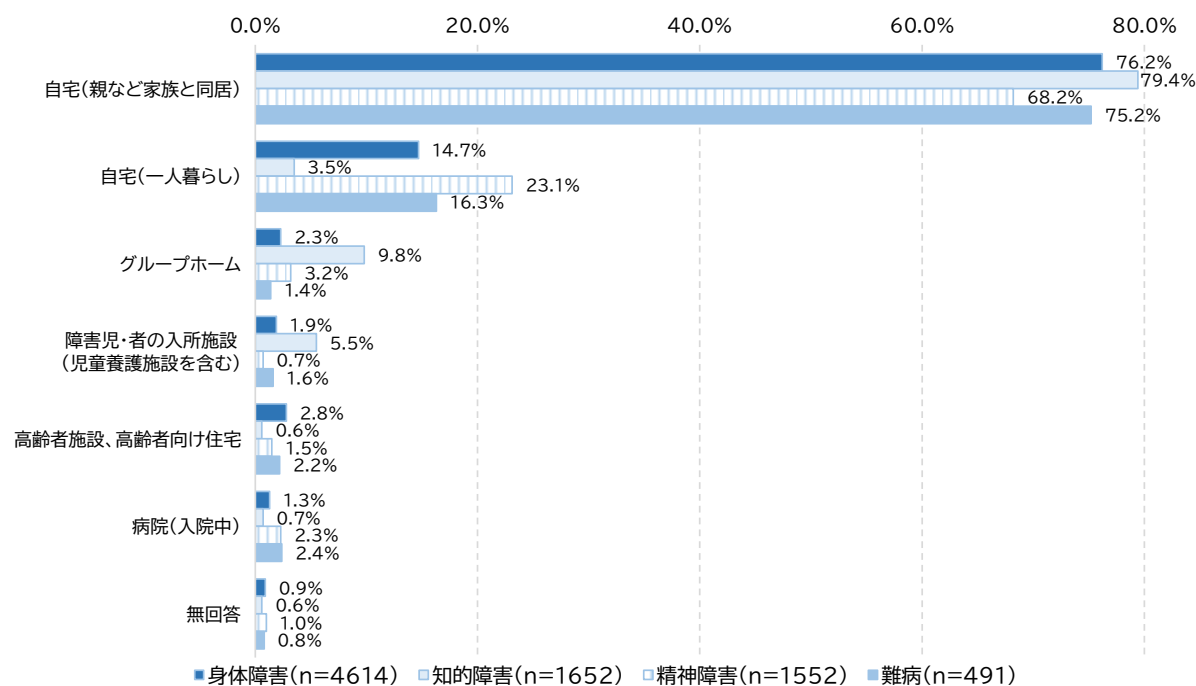
人口に対する障害者手帳所持者の割合は増加傾向にあります。内訳を見ると、身体障害者はほぼ横ばいで推移していますが、知的障害者、精神障害者が増加しており、その中でも精神障害者の増加が大きくなっています。



出典:「横浜市統計書」、健康福祉局障害施策推進課

イ 現在暮らしているところ

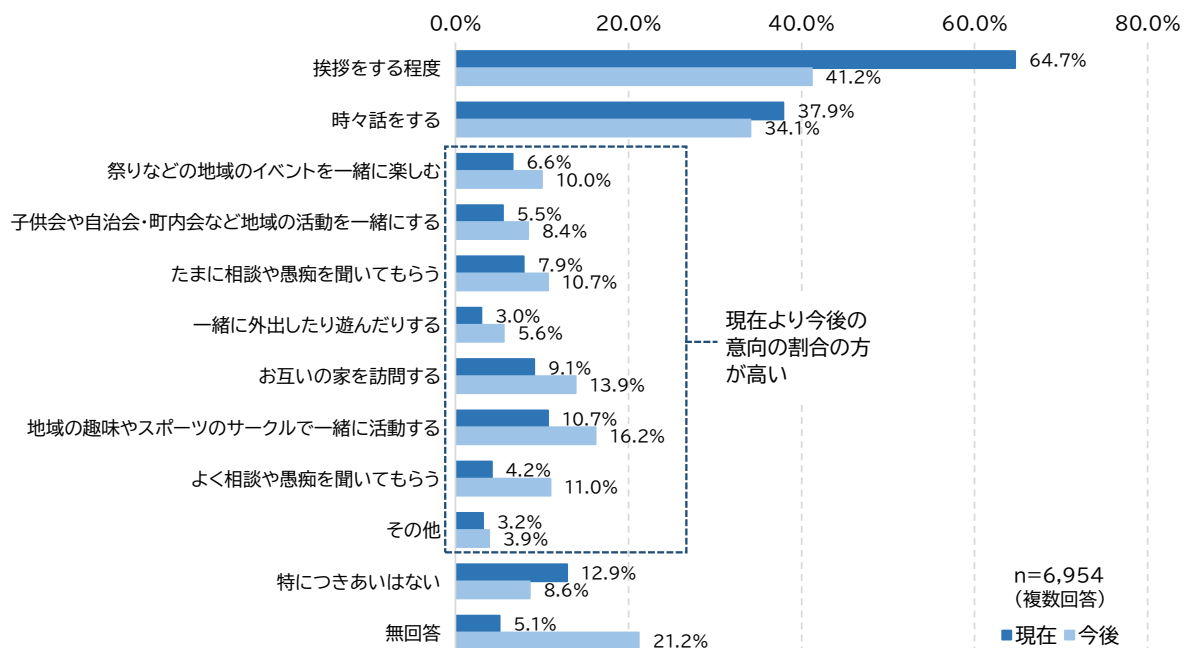
身体障害・知的障害・精神障害・難病のいずれでも、「自宅（親など家族と同居）」が最も多くなっています。また、身体障害・精神障害・難病では、「自宅（一人暮らし）」が2番目に多くなっているのに対し、知的障害では、「グループホーム」が2番目に多くなっています。



出典:「第4期横浜市障害者プラン策定に向けたニーズ把握調査」(2020年3月)

ウ 近所の人とのおつきあい

現在、近所の人とのおつきあいは、「挨拶をする程度」が最も多く64.7%、次いで「時々話をす
る」が多く37.9%となっています。一方、「特につきあいはない」は12.9%となっています。ま
た、今後、近所の人とどうつきあいたいかについて、「よく相談や愚痴を聞いてもらう」、「地域の
趣味やスポーツのサークルと一緒に活動する」、「お互いの家を訪問する」では、それぞれ6.8ポ
イント、5.5ポイント、4.8ポイント、現在の状況より高くなっています。

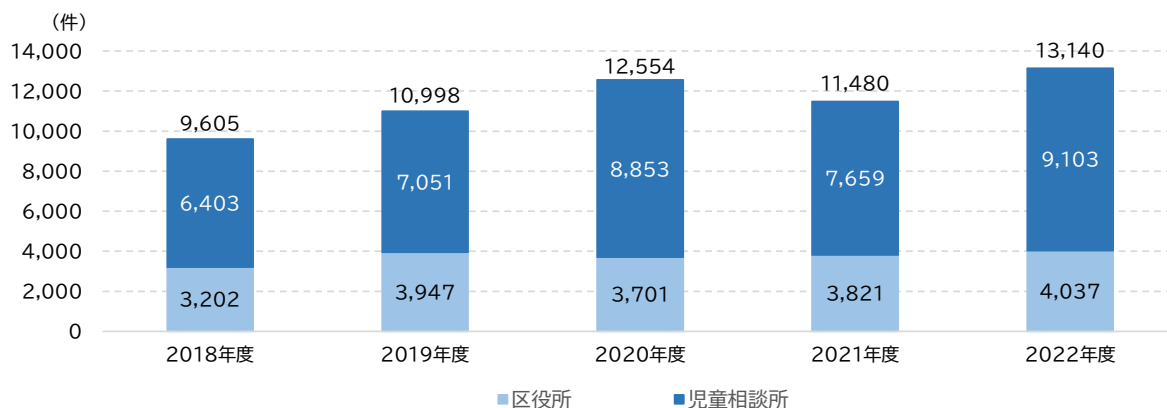


出典:「第4期横浜市障害者プラン策定に向けたニーズ把握調査」(2020年3月)

③ 子ども

ア 児童虐待相談対応件数

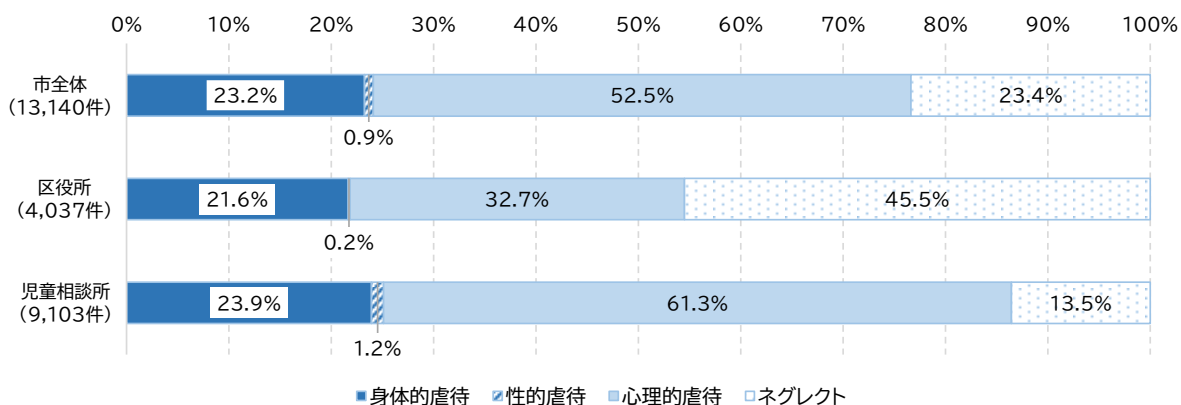
児童虐待対応件数は増加傾向が続いています。2022年度は前年度から1,660件増加し、13,140件と過去最も多い対応件数になりました。



出典:こども青少年局こどもの権利擁護課

イ 児童虐待相談種別件数(2022年度)

児童相談所が全体の約7割の相談に対応しています。相談種別については、区役所ではネグレクト、児童相談所では心理的虐待への相談対応がそれぞれ最も多くなっています。



出典:こども青少年局こどもの権利擁護課

ウ 児童虐待経路別件数

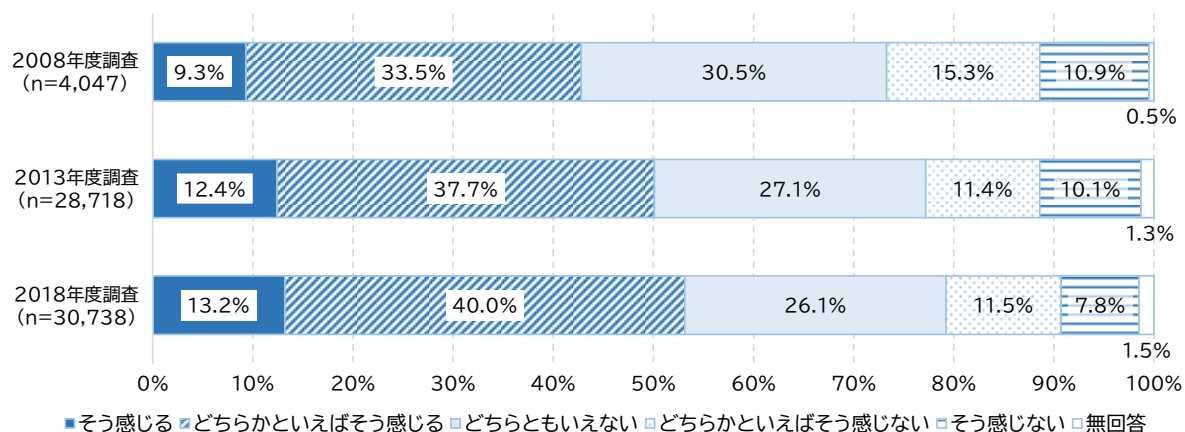
市全体の経路別件数は、多い順に「警察等」(32.7%)、「学校」(12.7%)、「家族・親戚」(11.9%)、「福祉保健センター」(10.9%)となっています。

区分	市全体			区役所			児童相談所		
	2021年度	2022年度		2021年度	2022年度		2021年度	2022年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
福祉保健センター	1,203	1,430	10.9%	851	993	24.6%	352	437	4.8%
他都道府県市町村	248	204	1.6%	247	203	5.0%	1	1	0.0%
児童相談所	963	927	7.1%	201	169	4.2%	762	758	8.3%
保育所	365	456	3.5%	290	367	9.1%	75	89	1.0%
児童福祉施設等	98	164	1.2%	52	61	1.5%	46	103	1.1%
警察等	3,529	4,302	32.7%	4	3	0.1%	3,525	4,299	47.2%
医療機関	357	353	2.7%	238	184	4.6%	119	169	1.9%
幼稚園	57	68	0.5%	30	38	0.9%	27	30	0.3%
学校	1,378	1,663	12.7%	601	629	15.6%	777	1,034	11.4%
教育委員会等	15	35	0.3%	15	23	0.6%	0	12	0.1%
児童委員	31	54	0.4%	30	54	1.3%	1	0	0.0%
家族・親戚	1,444	1,562	11.9%	538	545	13.5%	906	1,017	11.2%
近隣・知人	1,140	996	7.6%	351	336	8.3%	789	660	7.3%
児童本人	179	203	1.5%	32	30	0.7%	147	173	1.9%
その他	473	723	5.5%	341	402	10.0%	132	321	3.5%
合計	11,480	13,140	100.0%	3,821	4,037	100.0%	7,659	9,103	100.0%

出典:こども青少年局こどもの権利擁護課

エ 子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じるか

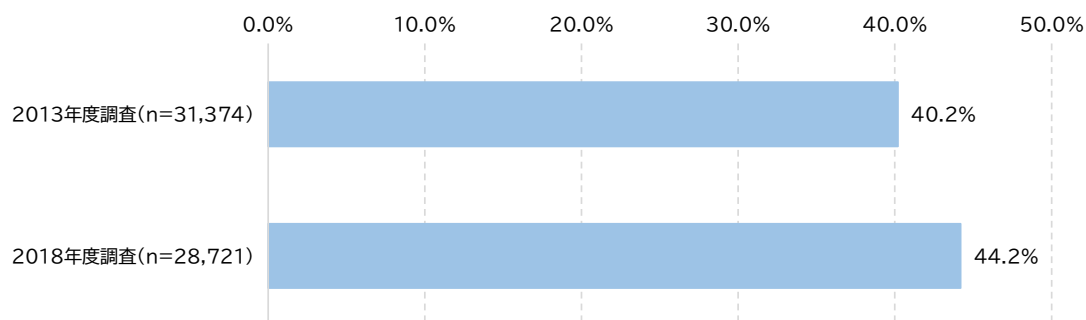
「地域社会から見守られている、支えられている」と感じる（「そう感じる」又は「どちらかといえばそう感じる」）保護者の割合は以前に比べて増加しているものの、半数近くはそう感じていないのが現状です。



出典:「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(小学生)」(2018年11月)

オ 地域での子育て支援の場を利用している親子の割合

地域での子育て支援の場を利用している親子の割合は増加しており、2013年度では40.2%でしたが、2018年度では44.2%となっています。

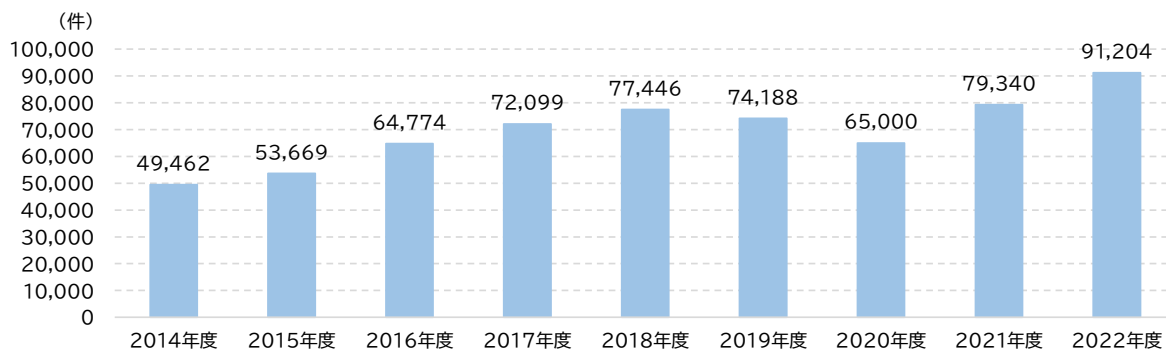


注)地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、私立幼稚園等はまっ子広場、認定こども園及び保育所子育て広場、子育て支援事業のいずれかを利用している親子の割合

出典:「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(未就学児)」(2018年11月)

カ 地域子育て支援拠点における相談件数

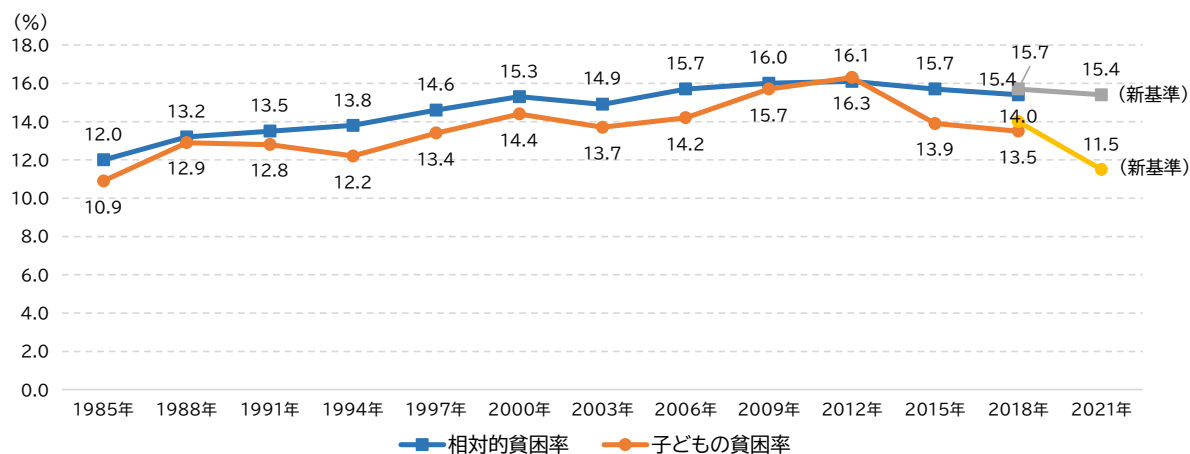
地域子育て支援拠点における相談件数は増加傾向が続いており、2022年度は2014年度の約1.8倍となっています。



出典:こども青少年局地域子育て支援課

キ 子どもの貧困率の年次推移(全国)

2021年の相対的貧困率(全国)は15.4%となっており、過去10年間は、ほぼ横ばいで推移しています。子どもの貧困率(全国)は1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向にありましたが、2015年以降は減少しており、2021年は11.5%となっています。



注1) 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。

注2) 2015年の数値は、熊本県を除いたものである。

注3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

注4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

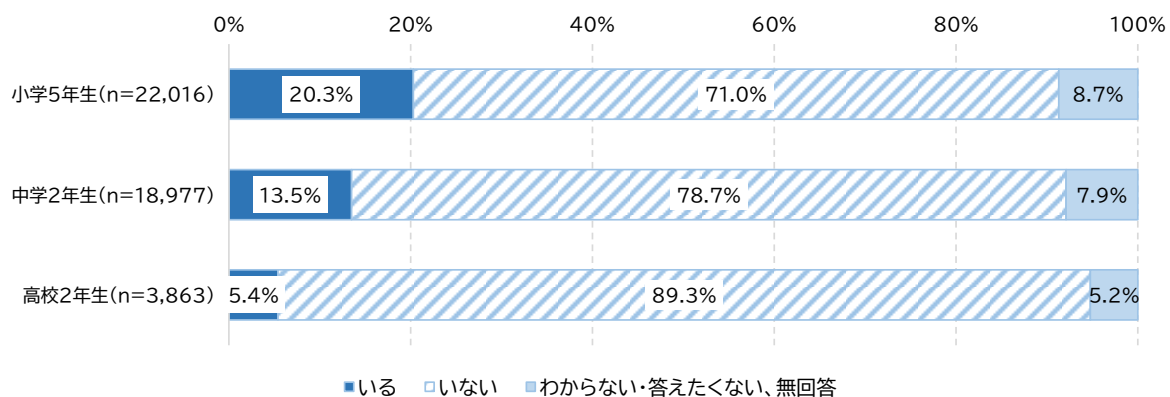
注5) 2018年以降の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得からさらに「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

注6) 2018年は旧基準と新基準の数値を併記し、2021年は新基準の数値のみ掲載している。

出典:厚生労働省「2022年国民生活基礎調査の概況」

ク 家族のお世話をしている子どもの割合

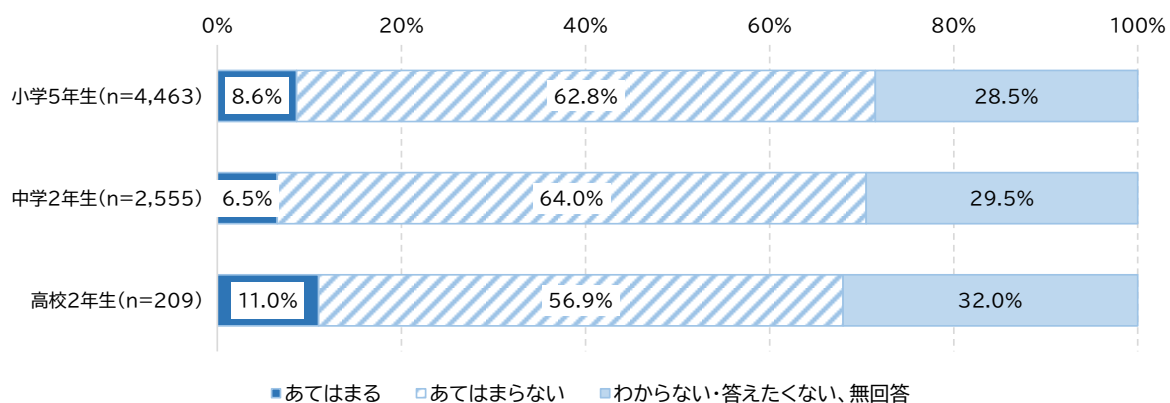
小学5年生の20.3%（5人に1人）、中学2年生の13.5%（7人に1人）、高校2年生の5.4%（19人に1人）が家族の中に世話をしている人が「いる」と回答しています。



出典:「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査結果」(2022年11月)

ケ 家族の世話をしている子どものうち、自分がヤングケアラーだと思う子どもの割合

自分がヤングケアラーだと思う子どもの割合は、小学5年生で8.6%（全体の約1.7%）、中学2年生の6.5%（全体の約0.9%）、高校2年生の11.0%（全体の約0.6%）となっています。

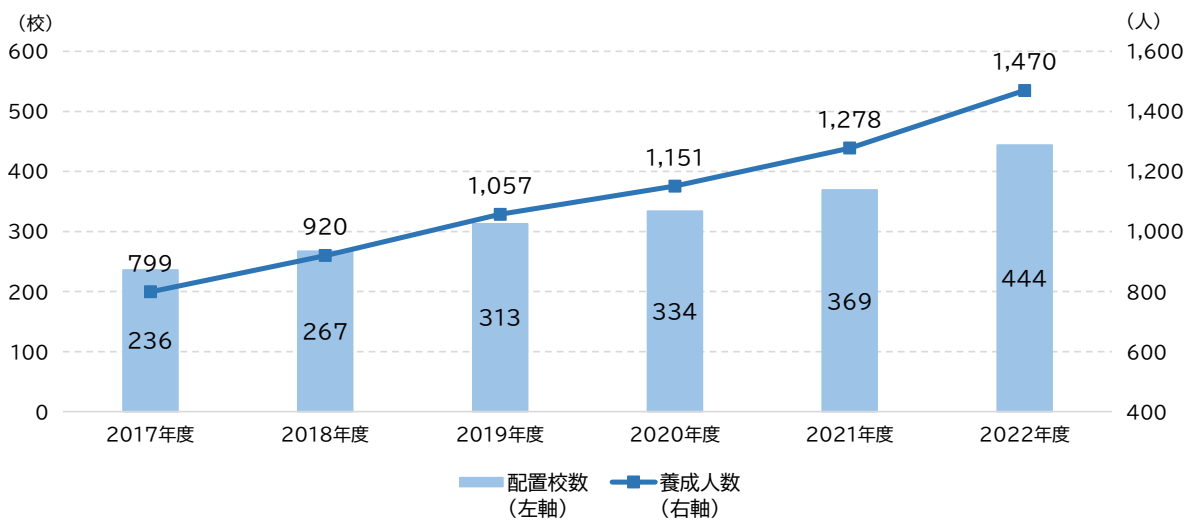


出典:「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査結果」(2022年11月)

④ 学校

ア 学校・地域コーディネーターの養成人数及び配置校数

学校・地域コーディネーターの養成人数及び配置校数は年々増加しています。2022年度には学校・地域コーディネーターの養成人数は1,470人に達し、市内の市立学校507校のうち444校に配置されています。



出典:教育委員会事務局学校支援・地域連携課

地域と学校の連携・協働 ～学校における地域福祉保健活動に通ずる実践～

今、家庭・地域等の多様な主体と学校との連携・協働が求められています！

○ なぜ、地域と学校が連携・協働するの？

学校や子どもを取り巻く問題が複雑・困難になっている現在、未来を担う子どもたちの豊かな成長のために、学校が地域（地域住民、保護者、企業、大学等の様々な個人・団体）と連携・協働しながら課題解決に臨むことが重要です。子どもたちが社会とつながる機会を創出することにより、子どもの学びや育ちを支えます。

○ どのように進めるの？

連携・協働を進める仕組みとして、地域住民や保護者等が、学校と目標を共有し、それぞれの立場で当事者として活動し、学校運営に参画する「学校運営協議会」があります。また、「学校・地域コーディネーター」が、地域と学校のつなぎ役となり、連携・協働の様々な活動（※）を行っています。

※様々な活動 → キャリア教育、地域防災マップづくり、授業や放課後の学習支援、福祉体験
登下校や校外活動の見守り、図書室を活用した読書活動 など

○ 取組の効果を教えて！（教育活動の充実やまち全体の活性化にむすびついた事例の紹介）

- ・ ある小学校では、学年遠足を実施する際、学校・地域コーディネーターが中心となり、引率をサポートするボランティアと遠足を担当する教員の連絡・調整を行い、情報共有を進めました。遠足当日、子どもたちはグループごとに決めたコースを安全にかつ楽しく回ることができました。
- ・ ある地域では、子どもたちが小中学校をタスキでつなぎながら、地域住民や保護者も参加した挨拶運動を行っていました。その様子を学校運営協議会に報告したことで、子どもたちの主体的な取組をバックアップし、学校だけでなく地域と共に行う活動へ発展しました。地域と学校のつながりが更に深まり、活気のある挨拶でまちを盛り上げています。

◆詳しくはこちらをご参照ください。

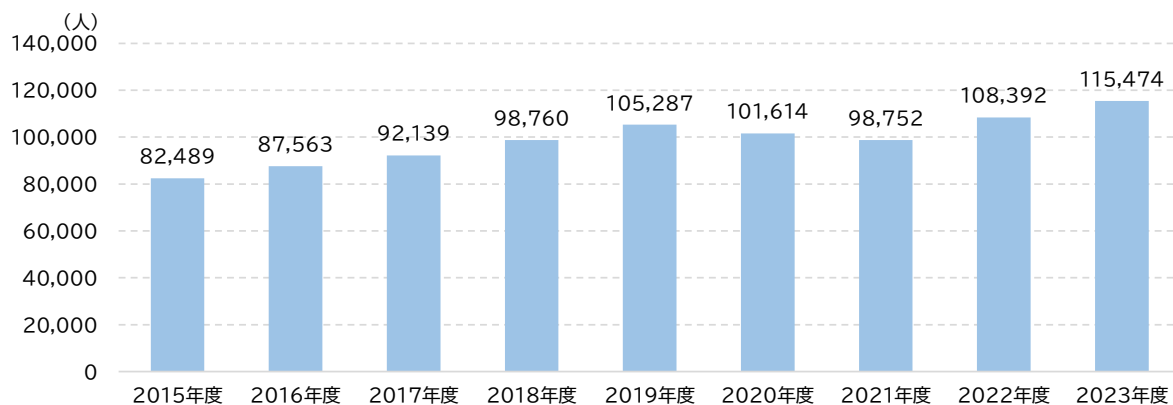
→第4期横浜市教育振興基本計画
柱5 施策I (P64～67)



⑤ 外国人

ア 外国人人口

外国人人口は、新型コロナウイルス感染症による入国制限のあった2020年度・2021年度には減少がみられましたが、2023年度は115,474人となっており、過去最多となっています。

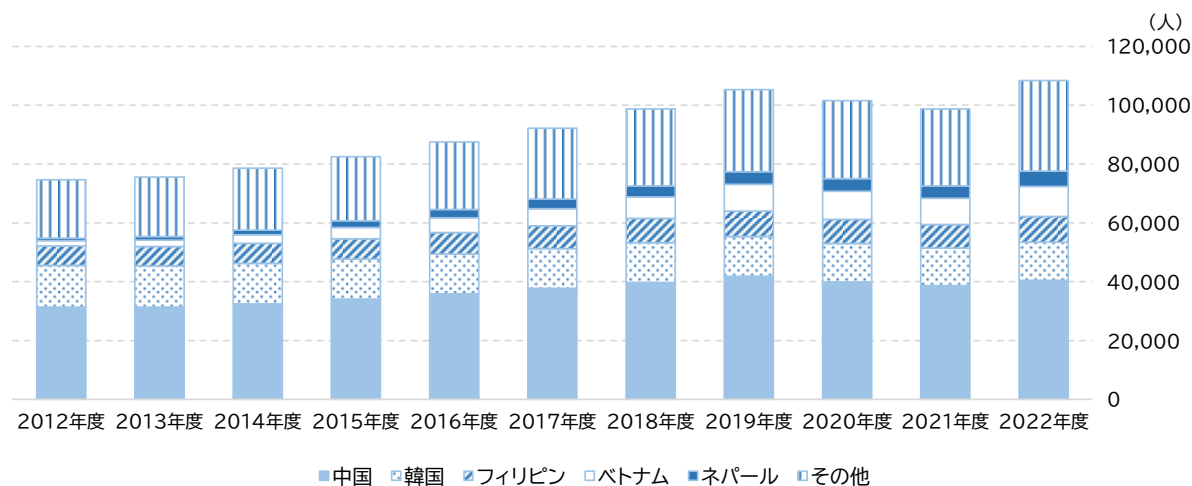


出典:「横浜市統計書」

注)2022年度以前は各年度末の数値であり、2023年度に関しては2023年10月末現在の数値

イ 国籍別外国人人口

2022年度時点の国籍別内訳を見ると、多い順に中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ネパールと続きます。近年特に増加しているのは、ベトナム・ネパールです。



出典:「横浜市統計書」

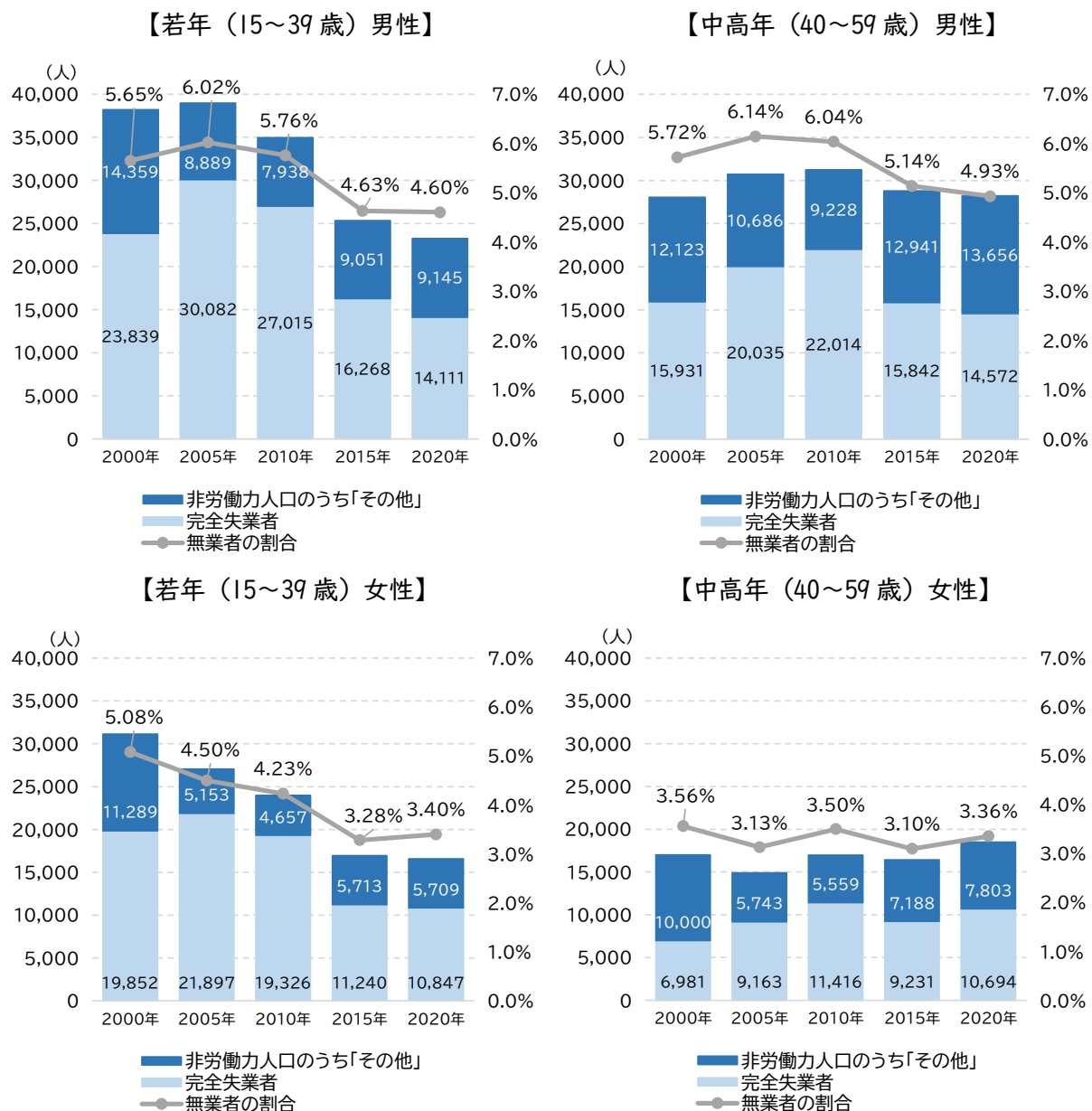
在住外国人への支援・現状と課題

- 本市の在住外国人数は 2023 年に 11 万人を超え、今後も増加が見込まれています。国籍別で見ると、直近 5 年間でインド国籍の方が約 6 割、ベトナム国籍の方は約 7 割、ネパール国籍の方は約 8 割増加するなど、一部の国籍で急増が見られます。
- 外国人は、言葉の問題だけではなく、医療・健康、福祉、教育・子育てなど多岐にわたる悩みを抱えています。また、税金や健康保険・年金などの制度の違い、防災など環境の違いに起因する困りごとなども多く寄せられています。
- このため、市では「多文化共生総合相談センター」や市内 13 か所の「国際交流ラウンジ」において、地域での日常生活に関する幅広い内容に対して情報提供・相談対応を実施しているほか、行政サービスの多言語対応や地域日本語教育の充実により、誰もが安全・安心に暮らすことができる環境づくりを行っています。
- あわせて、在住外国人に長く横浜に住んでもらうため、また、地域の担い手不足を解決する観点からも、在住外国人の皆様にご協力いただき地域活動等に参画していただくための取組も進められています。
- このような「課題解決」と「活躍促進」の両輪により、誰もが自分らしく活躍できる、多様性と包摂性に富んだまちづくりを進めるため、(公財)横浜市国際交流協会(YOKE)、国際交流ラウンジ、市民団体等と連携して多文化共生政策を推進しています。

⑥ 生活困窮

ア 無業者数・無業者の割合の推移

男性の無業者の割合は、若年（15～39歳）・中高年（40～59歳）ともに、2005年以降は減少傾向にありましたが、2015年以降は横ばいとなっています。女性の無業者の割合は、若年（15～39歳）では、2015年まで減少傾向にありましたが、2020年には横ばいとなっています。また、中高年（40～59歳）では、2000年以降横ばいとなっています。



注1) 完全失業者とは、就業しておらず、かつ就職活動をしている失業者のことをいいます。

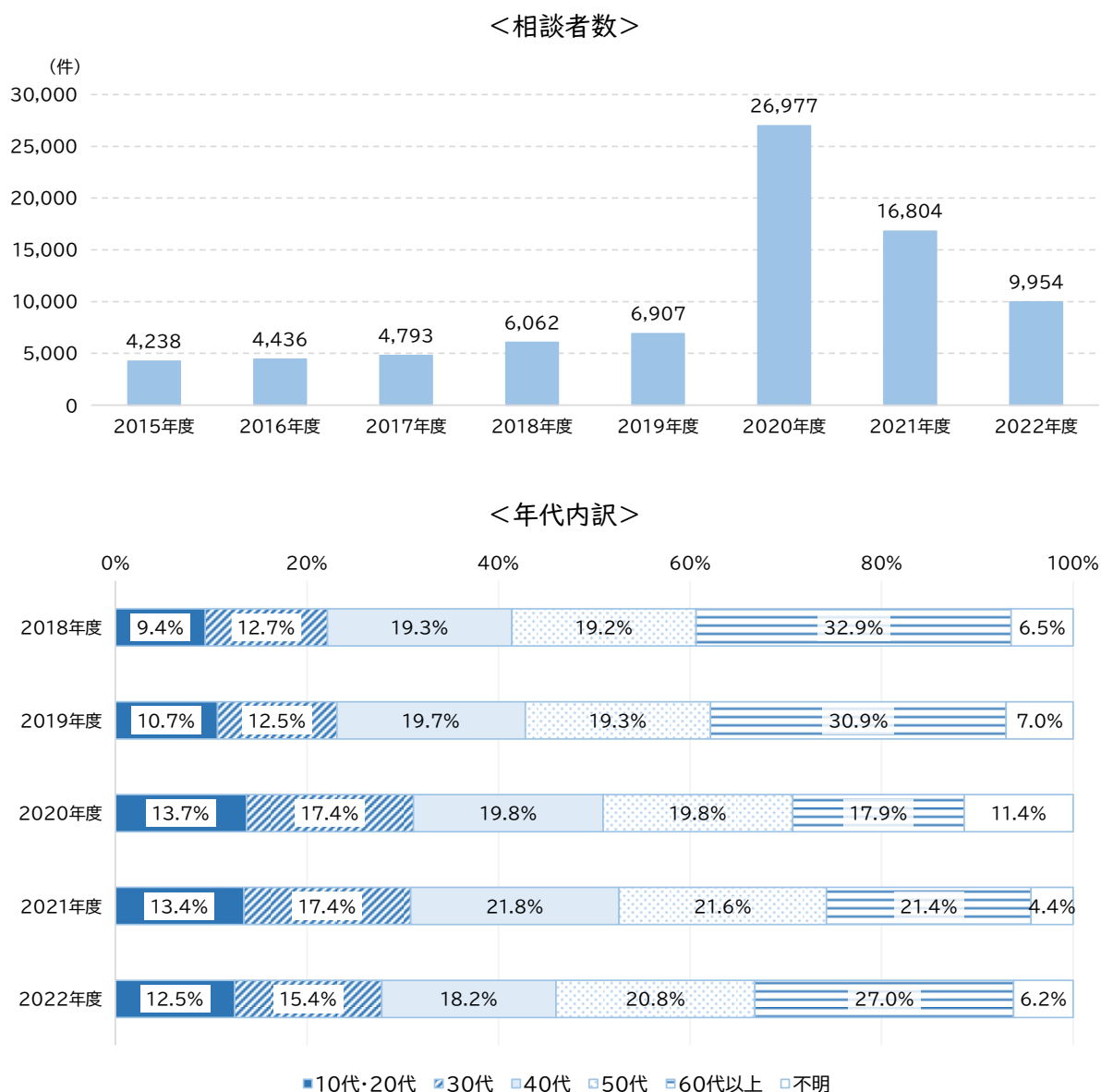
注2) 非労働力人口のうち「その他」とは、就業しておらず、かつ就業の意思のない者のうち、家事も通学もしていない者のことを指しています。

出典：総務省「国勢調査」

イ 横浜市生活困窮者自立支援制度相談者数と年代内訳

横浜市生活困窮者自立支援制度相談者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で、失業や収入減に直面する人の相談で2020年度に急増しました。家賃補助を行う住居確保給付金や社会福祉協議会による緊急小口資金等の特例貸付の実施が背景にあります。その後相談者数は減少しているものの、コロナ禍以前より高い水準が続いています。

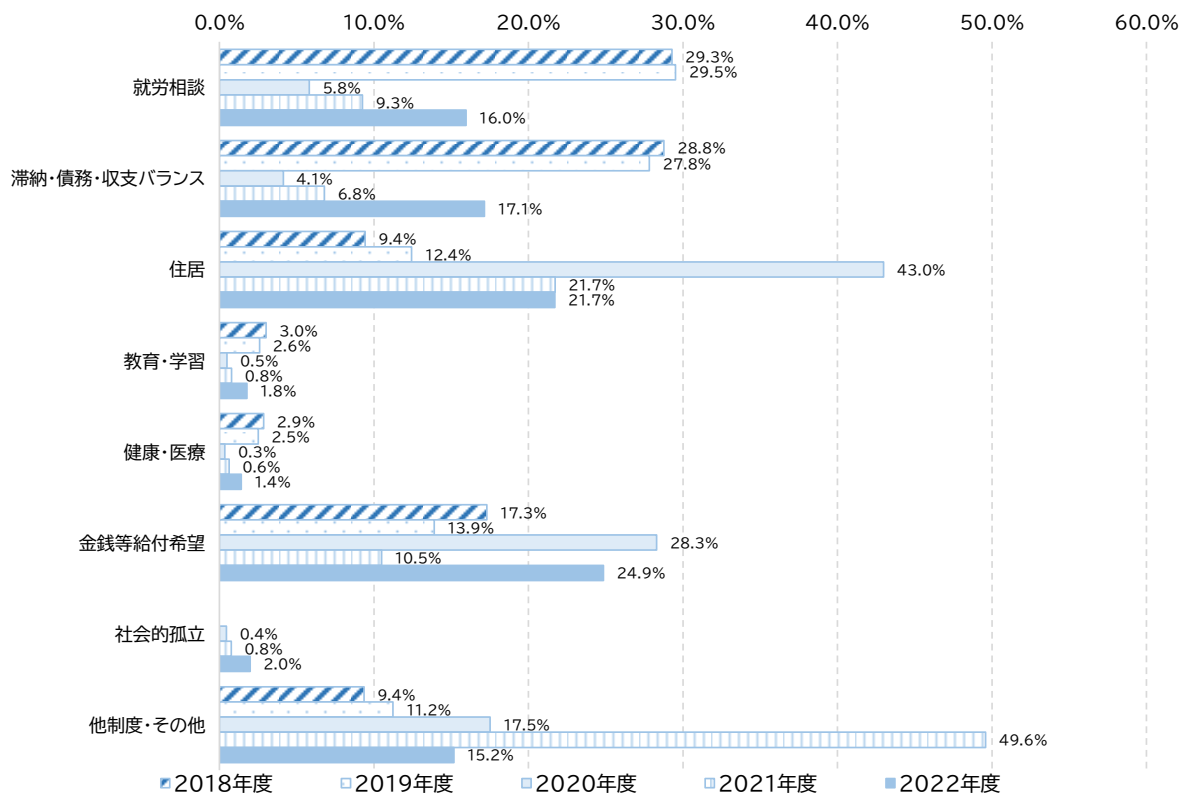
年代内訳を見ると、2022年度は60代以上が27.0%で最も多く、次いで50代が20.8%、40代が18.2%、30代が15.4%、10代・20代が12.5%の順となっています。経年で見ると、比較的若い世代の割合が増加傾向にあります。



出典:健康福祉局生活支援課

ウ 横浜市生活困窮者自立支援制度相談内容内訳(初回相談の主訴)

2022年度の横浜市生活困窮者自立支援制度相談内容内訳を見ると、最も多いのは「金銭等給付希望」の24.9%、次いで「住居」の21.7%、「滞納・債務・収支バランス」の17.1%となっています。コロナ禍以前の2018年度・2019年度と比較すると、「就労相談」や「滞納・債務・収支バランス」の相談割合が減少し、「金銭等給付希望」や「住居」の相談割合が増加しています。

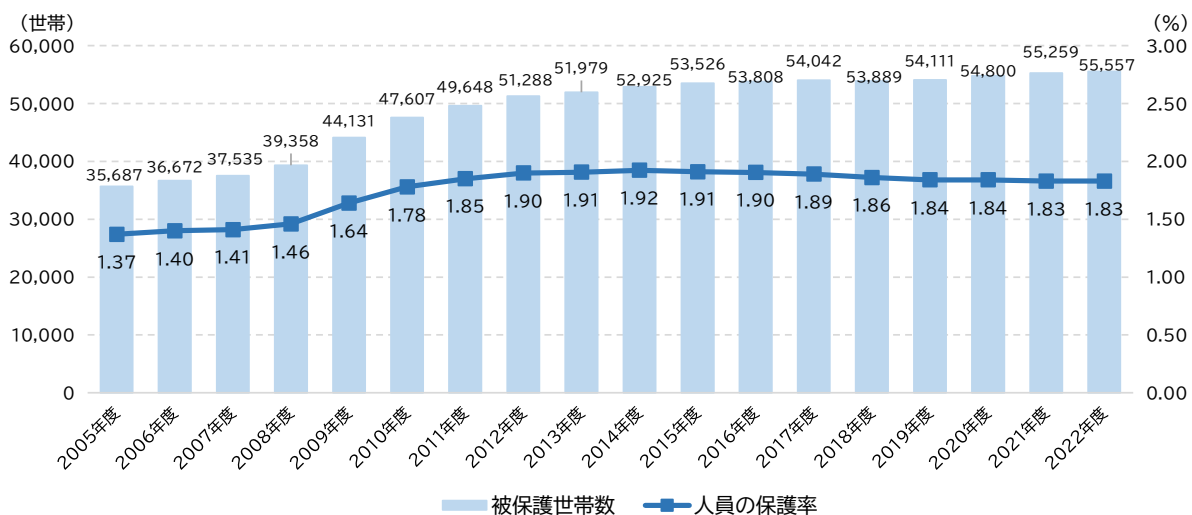


- 注1) 住居確保給付金の相談は「住居」に含まれる。
- 注2) 貸付等の制度利用は「他制度利用」に含まれる。
- 注3) 2020年以降、「社会的孤立」の項目が新たに追加されている。

出典:健康福祉局生活支援課

工 生活保護世帯数・保護率の推移

生活保護世帯数は、2005年度以降、一貫して増加していましたが2016年度～2019年度頃は横ばいで変化し、近年は緩やかに増加し、2022年度は55,557世帯となっています。また、人員の保護率は年々上昇していましたが、ここ10年は横ばいで推移し、2022年度は1.83%となっています。



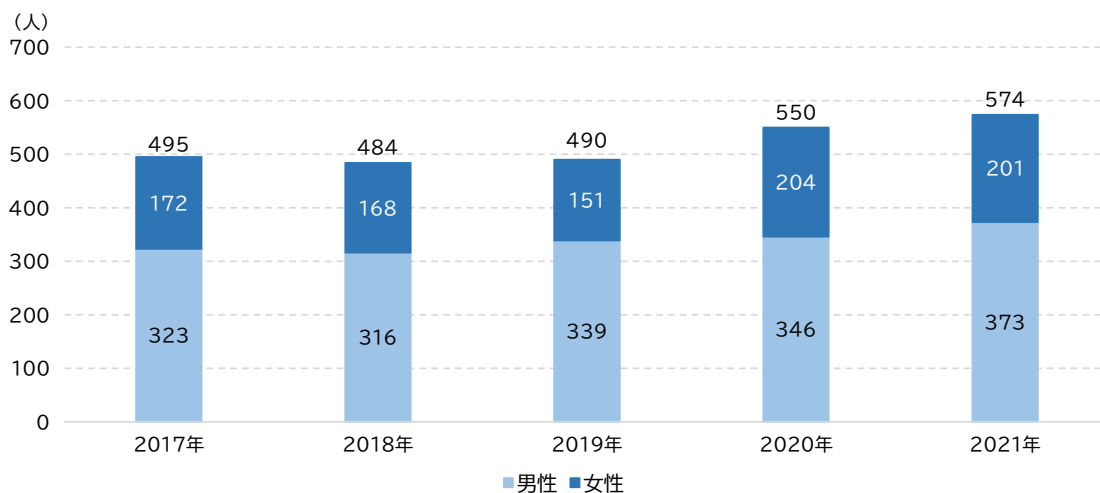
出典:健康福祉局生活支援課

⑦ こころの健康

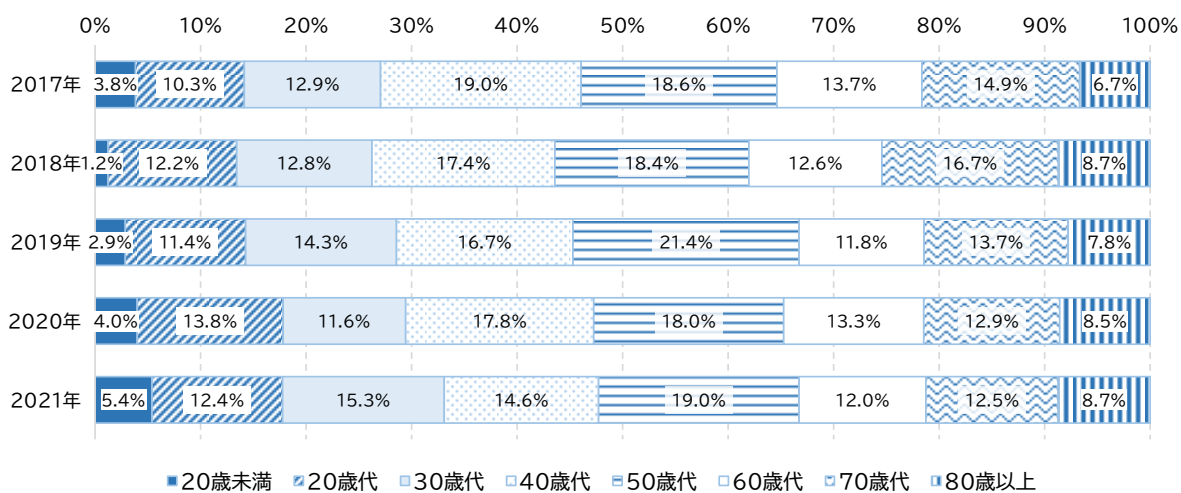
ア 自殺者数

自殺者数は近年増加傾向が見られ、2021年は574人となっています。自殺者の年齢構成を見ると、2021年では50歳代が19.0%で最も多く、次いで30歳代が15.3%、40歳代が14.6%、70歳代が12.5%、20歳代が12.4%、60歳代が12.0%、80歳以上が8.7%、20歳未満が5.4%の順となっています。

<男女別自殺者数の年次推移>



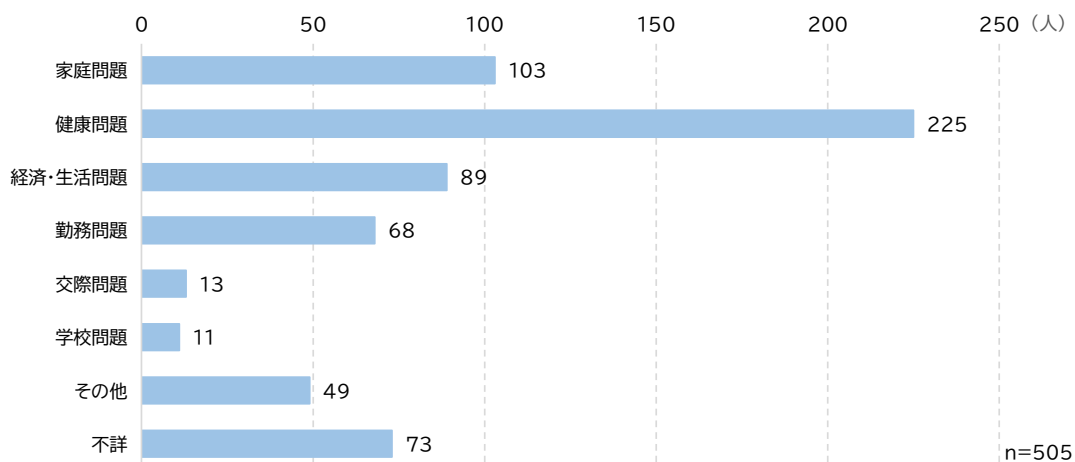
<年齢階級別自殺者数>



出典:健康福祉局こころの健康相談センター(厚生労働省「人口動態調査」の結果を本市で独自集計)

イ 自殺の原因・動機(2022年)

自殺の動機（延べ数）を見ると、最も多いのは「健康問題」で、225人と突出しています。次いで「家庭問題」が103人、「経済・生活問題」が89人、「勤務問題」が68人の順となっています。



注)自殺の原因・動機は、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合と家族等の証言から考える場合を含め、自殺者一人につき最大4つ計上されているため、延べ数
出典:健康福祉局こころの健康相談センター(神奈川県警察本部「令和4年自殺統計」を基に本市で独自集計)

あなたも、誰かの「ゲートキーパー」

- 「ゲートキーパー」という言葉を聞いたことはありますか？
「ゲートキーパー」とは、家族や友人などの身近な人のいつもと違う様子に気付き、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。苦しい思いや悩みを誰にも打ち明けられず追い詰められている人にとって、気にかけてくれる人の存在が、生きる気持ちを支えます。ゲートキーパーには、特別な資格は必要ありません。誰でもできる役割です。
- 自殺の背景には、健康問題、家庭問題、経済・生活問題、勤務問題などが複合的に絡み、心理的に追い込まれることがあげられます。自殺に至る要因はひとつとは限りません。
- 身近な人のいつもと違う様子や変化に気付いたら、勇気を出して声をかけてみてください。その行動が、誰かのこころと命を守るにつながります。
- 横浜市では、ゲートキーパーの役割の普及啓発を行っています。今後更に、広く市民の皆さまに知っていただけるよう、取組を進めていきます。

誰も自殺に追い込まれることのない社会へ

詳しくは



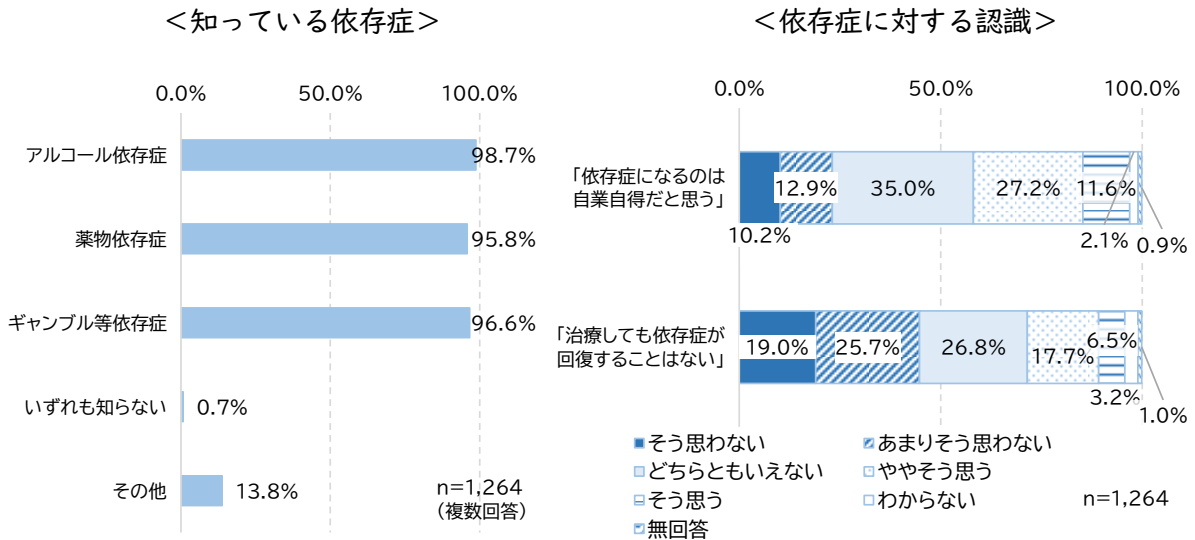
横浜市 ゲートキーパー

心配している
気持ちを
言葉で伝える



ウ 「知っている依存症」及び「依存症に対する認識」

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症については、それぞれ9割以上の方が知っていると言っています。一方、「依存症になるのは自業自得だと思う」、「治療しても依存症が回復することはない」に対して「ややそう思う」、「そう思う」と回答した割合がそれぞれ 38.8%、24.2%と、依存症に対する正しい知識が浸透していない層も一定程度みられます。



出典:『ヨコハマ e アンケート『依存症に対するイメージや知識に関するアンケート』(2020年)

依存症って知っていますか?～依存症の正しい知識を身につけよう～

依存症は、アルコール依存症、薬物依存症及びギャンブル等依存症の3種類にとどまらず、その種類は多様です。全ての種類の依存症を網羅することは難しいですが、大きく「①特定の物質に対する依存症」と「②特定の行動に対する依存症」の2つに分類できるとされています。①には、アルコールや薬物(処方薬・市販薬を含む)のほか、カフェインなどの嗜好品への依存などがあります。②には、ギャンブル等のほか、買い物、インターネット利用、ゲーム、性行為、窃盗などへの依存などがあります。いずれも、依存することによって日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、自らをコントロールできない状態に陥っている点が共通します。

依存症の人は意志が弱いといった認識は大きな間違いで、誰でもなる可能性があります。また、一度依存症になってしまうと回復することはできないというのは、多くの方が抱く依存症に対する誤解です。こういった依存症に対する様々な誤解や偏見が本人や家族を孤立させ、依存症の悪化や治療・回復支援を妨げるにつながります。

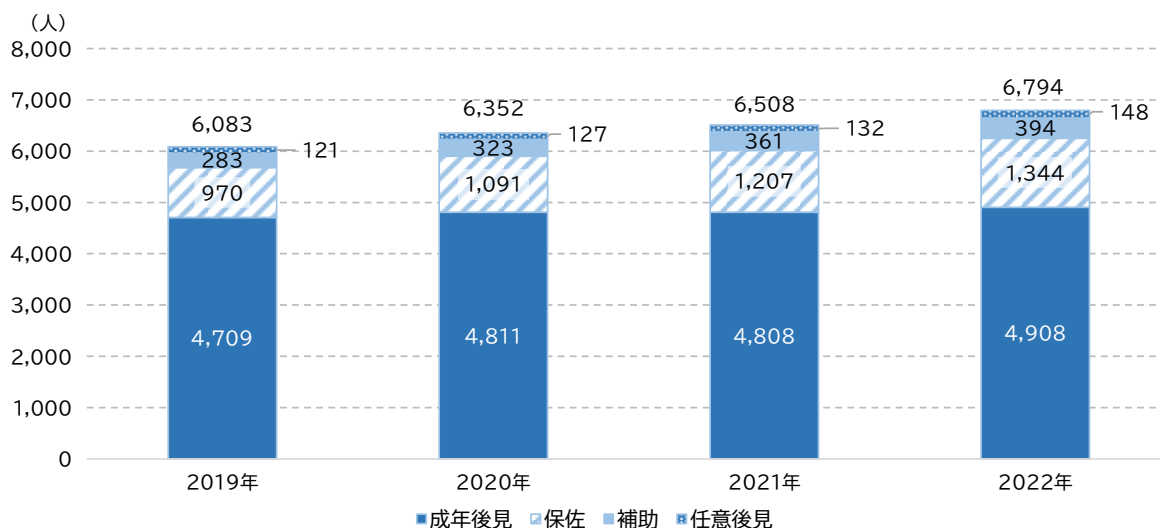
横浜市では、2021年10月に横浜市依存症対策地域支援計画を策定し、依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできる社会の実現を目指しています。



⑧ 成年後見制度

ア 成年後見制度利用の利用者数の推移

成年後見制度の利用者数は、成年後見・保佐・補助・任意後見のいずれも年々増加しています。2022年の成年後見制度利用者6,794人の内訳は、成年後見が4,908人、次いで保佐が1,344人の順となっています。



注1) 成年後見制度の利用者(以下「利用者」という。)とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

注2) 本資料は、各年12月末日時点で横浜家庭裁判所(管内支部を含む。以下同じ。)が管理している事件の利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

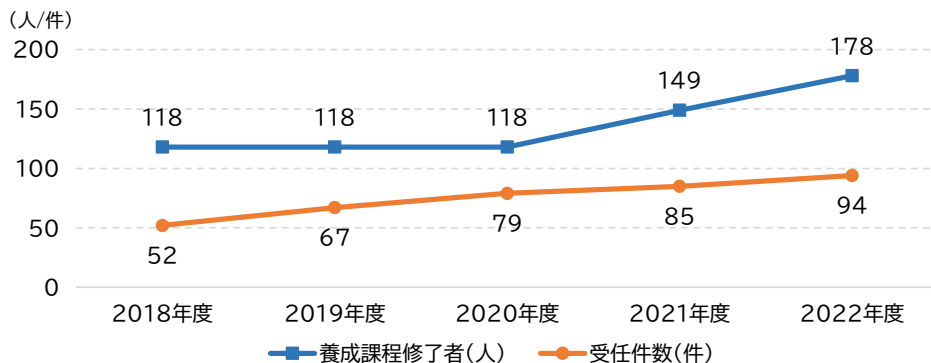
注3) 2)の利用者数には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している事件の利用者の数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している事件の利用者であっても、住所地が神奈川県外の者の数は計上していない。なお、利用者が既に死亡しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数も含まれている。

注4) 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地(原則として住民票所在地)である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

出典:横浜家庭裁判所

イ 市民後見人養成課程修了者数及び後見人受任件数

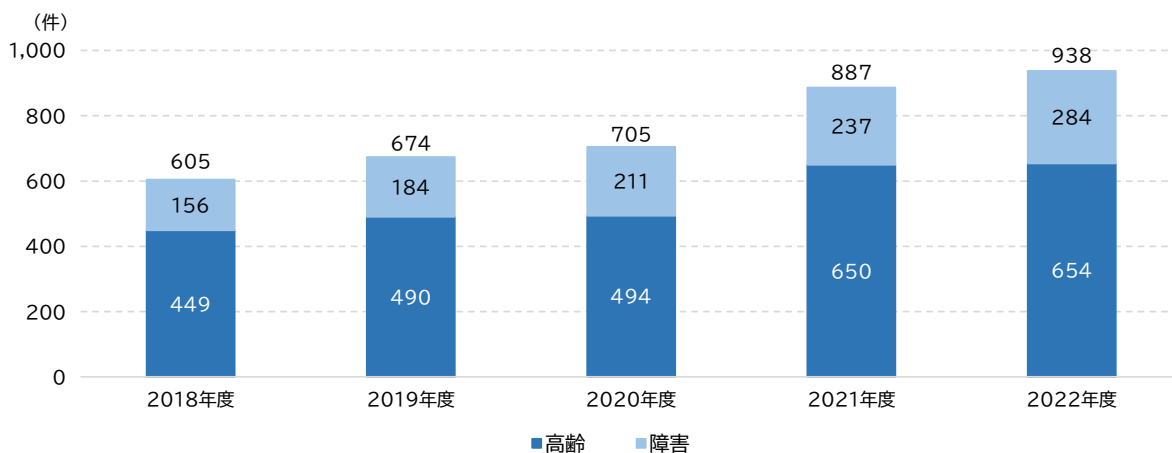
市民後見人養成課程の修了者数は2020年度から2022年度にかけて大きく増加し、2022年度には178人となっています。また、市民後見人受任件数も増加傾向で、2022年度には94件となっています。



出典:横浜生活あんしんセンター

ウ 後見人等への報酬助成件数

成年後見制度を利用する方のうち、報酬を支払うことが困難な方に対して、一定の要件のもと助成を行っています。後見人等への報酬助成件数は、高齢者・障害者とも一貫して増加傾向にあり、2022年度には938件となっています。



出典:健康福祉局福祉保健課

⑨ ひきこもり

ア ひきこもり状態にある方の推計人数

2022年度に実施した調査では「ほとんど家から出ない状態が6か月以上継続し、かつ、身体的な病気・障害等をその理由としない者」をひきこもり群と定義しました。ひきこもり群の出現率は、若年で1.36%（1,102件中15件）、中高年で1.53%（1,435件中22件）でした。2022年1月1日現在の横浜市の各年齢層における推計人口を乗じたひきこもり状態にある者の推計人数は、若年では約13,000人、中高年では約20,000人です。

調査実施年度	15～39歳(若年)				40～64歳(中高年)		
	横浜市			内閣府	横浜市		内閣府
	2012年度	2017年度	2022年度	2015年度	2017年度	2022年度	2018年度
標本サイズ	3,000件	3,000件	3,000件	5,000件	3,000件	3,000件	5,000件
有効回答率	46.2%	33.5%	36.7%	62.3%	44.2%	47.8%	65.0%
ひきこもり群の出現率	0.72%	1.39%	1.36%	1.57%	0.90%	1.53%	1.45%
対象年齢の推計人口	約1,136千人	約1,046千人	約983千人	約3,445万人	約1,311千人	約1,330千人	約4,235万人
ひきこもり状態にある者の推計人数	約8,000人	約15,000人	約13,000人	約54.1万人	約12,000人	約20,000人	約61.3万人

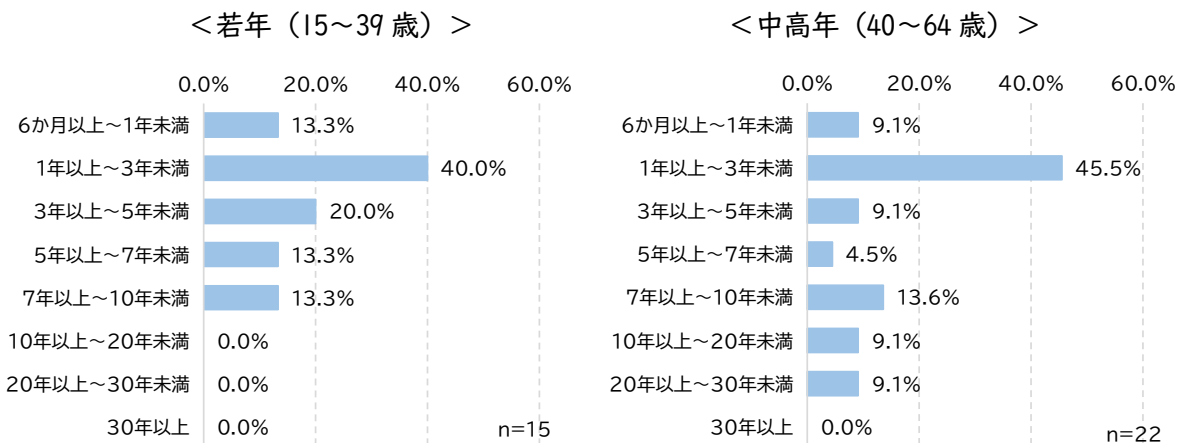
注1) 横浜市2022年度調査におけるひきこもり群の定義は、横浜市過年度調査、内閣府2015年度調査と異なるため、比較する際には留意が必要です。主な変更点としては、専業主婦・主夫や家事・育児を行っている者等で、家族以外の人との会話頻度が低い者をひきこもり群に含めたことが挙げられます。

注2) 横浜市2022年度調査の定義は、内閣府2018年度調査の定義に概ね沿っているが、設問の選択肢等が一部異なっている点に留意が必要です。

出典:「横浜市子ども・若者実態調査」、「市民生活実態調査」(2023年1月)

イ ひきこもり状態となってからの期間

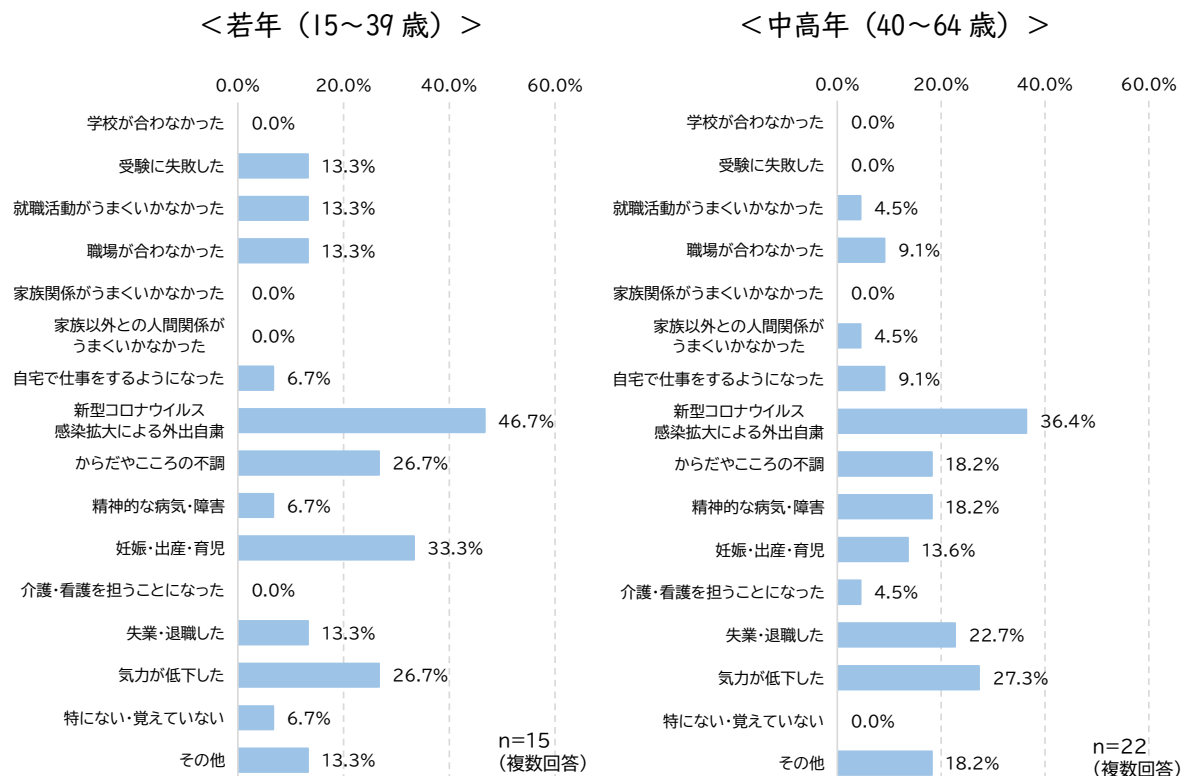
ひきこもり状態になってからの期間は、「6か月以上～3年未満」が、若年、中高年ともに約5割となっています。「10年以上」は、若年は該当者がおらず、中高年では約2割となっています。



出典:「横浜市子ども・若者実態調査」、「市民生活実態調査」(2023年1月)

ウ ひきこもり状態となったきっかけ

ひきこもりの状態となったきっかけとしては、各年齢層に共通して「新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛」や「からだやこころの不調」、「気力が低下した」を挙げる人が多くなっています。



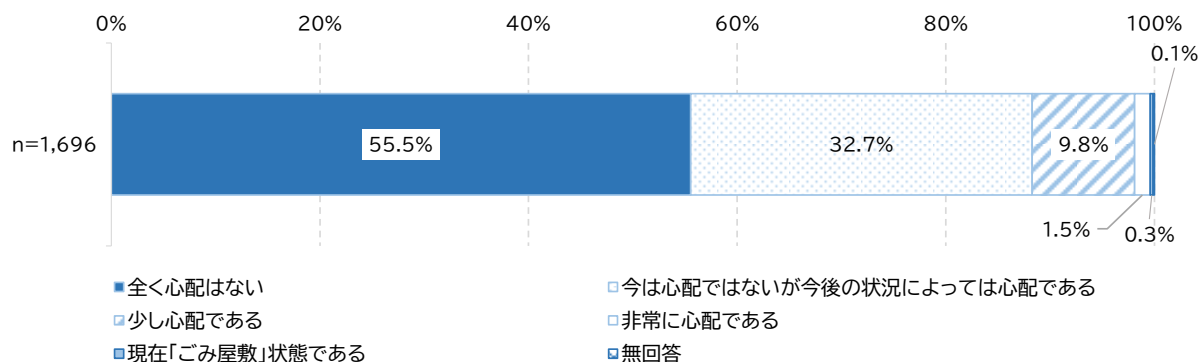
注)ひきこもり群の定義より、「身体的な病気・障害」を選択した者、「精神的な病気・障害」を選択し、病名等に統合失調症と回答した者は、ひきこもり群に含まれていません。また、「自宅で仕事をするようになった」を選択した者については、その他の設問の回答状況を踏まえてひきこもり群に含めるかを判断しています。

出典:「横浜市子ども・若者実態調査」、「市民生活実態調査」(2023年1月)

⑩ 不良な生活環境 いわゆる「ごみ屋敷」対策

ア 自宅が「ごみ屋敷」状態になるかもしれないという心配

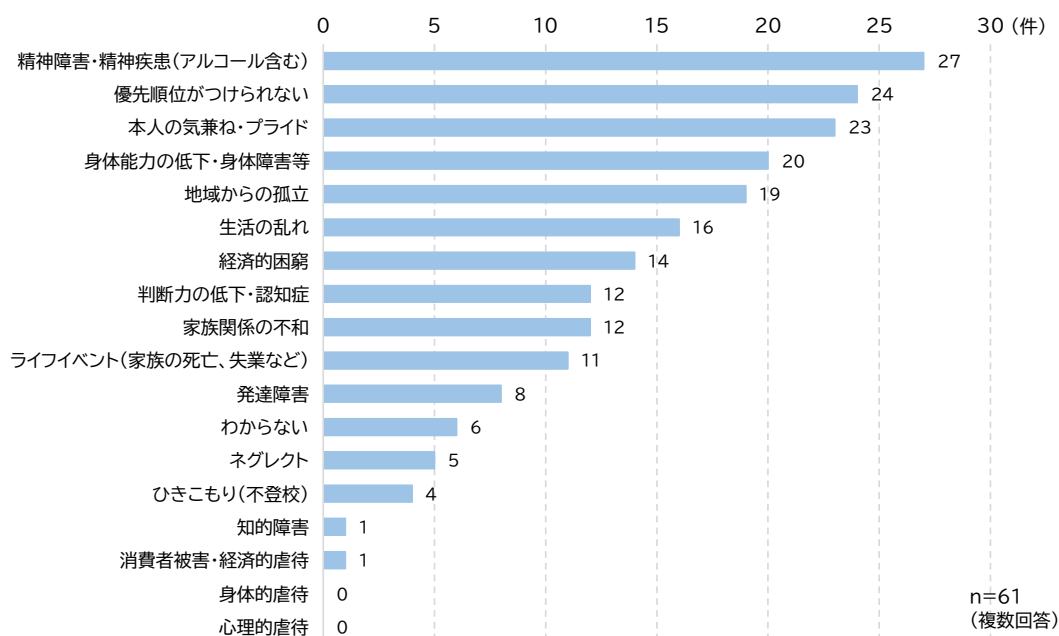
「あなたの自宅が「ごみ屋敷」状態になるかもしれないと心配になることはありますか」との質問に対し、回答者の4割以上が心配を感じています。いわゆる「ごみ屋敷」の問題は特別なことではなく身近な問題であると言えます。



出典:福祉保健課、資源循環局業務課「ヨコハマ e アンケート いわゆる「ごみ屋敷」に関するアンケート」
(2021年)

イ ごみ問題を抱えている当事者の背景・課題

令和3年度に対応した事例から、ごみ問題を抱えている当事者の背景、課題は様々であることが見て取れます。



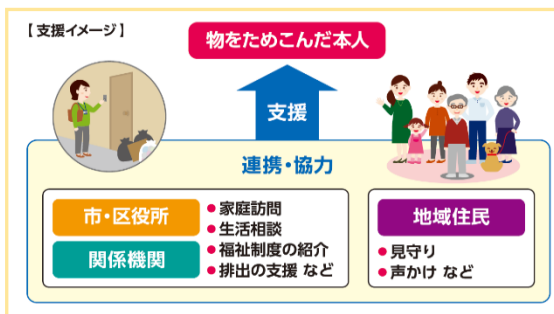
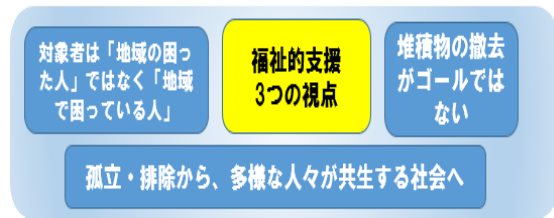
出典:健康福祉局福祉保健課

ごみ問題を抱えている人への支援事業について

- ごみなどによる「不良な生活環境」（ごみなどの物が、屋内や屋外に積まれることにより、悪臭や害虫の発生、火災の危険性や通行上の支障など、本人または近隣の生活環境が損なわれている状態）の解消・発生防止を図るため、2016年12月に、いわゆる「ごみ屋敷」対策条例を施行し、取組を進めています。

- 横浜市のいわゆる「ごみ屋敷」対策では、単に「ごみを片付ける」だけでなく、「本人に寄り添った支援」を行っています。

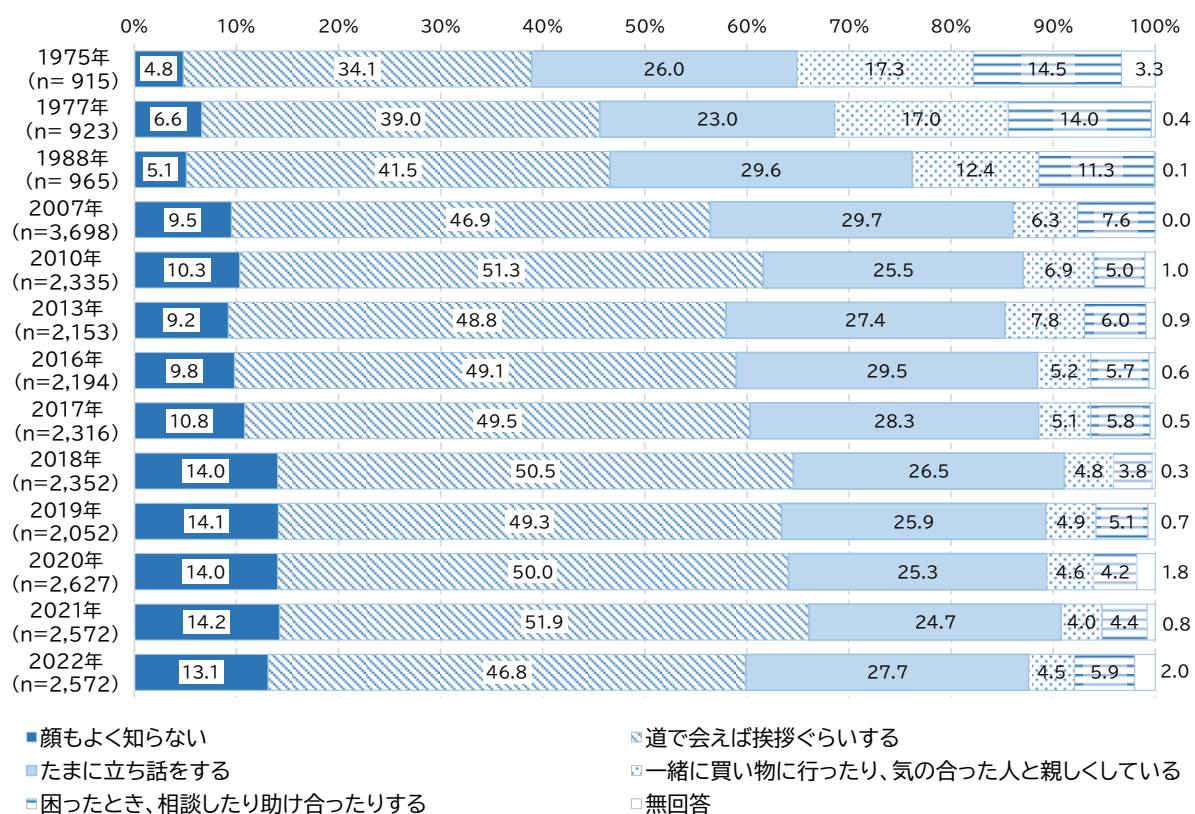
ごみ問題を抱えている人の背景には、認知症、加齢による身体機能の低下や地域からの孤立などの様々な要因があります。そこで、市・区役所と関係機関や地域住民が協力して、本人に寄り添った支援を行うことで、単にごみを片付けるだけでなく、生活上の諸課題の解決を目指します。



(3) 地域活動や市民活動の状況

ア 隣近所とのつきあい方 <経年変化>

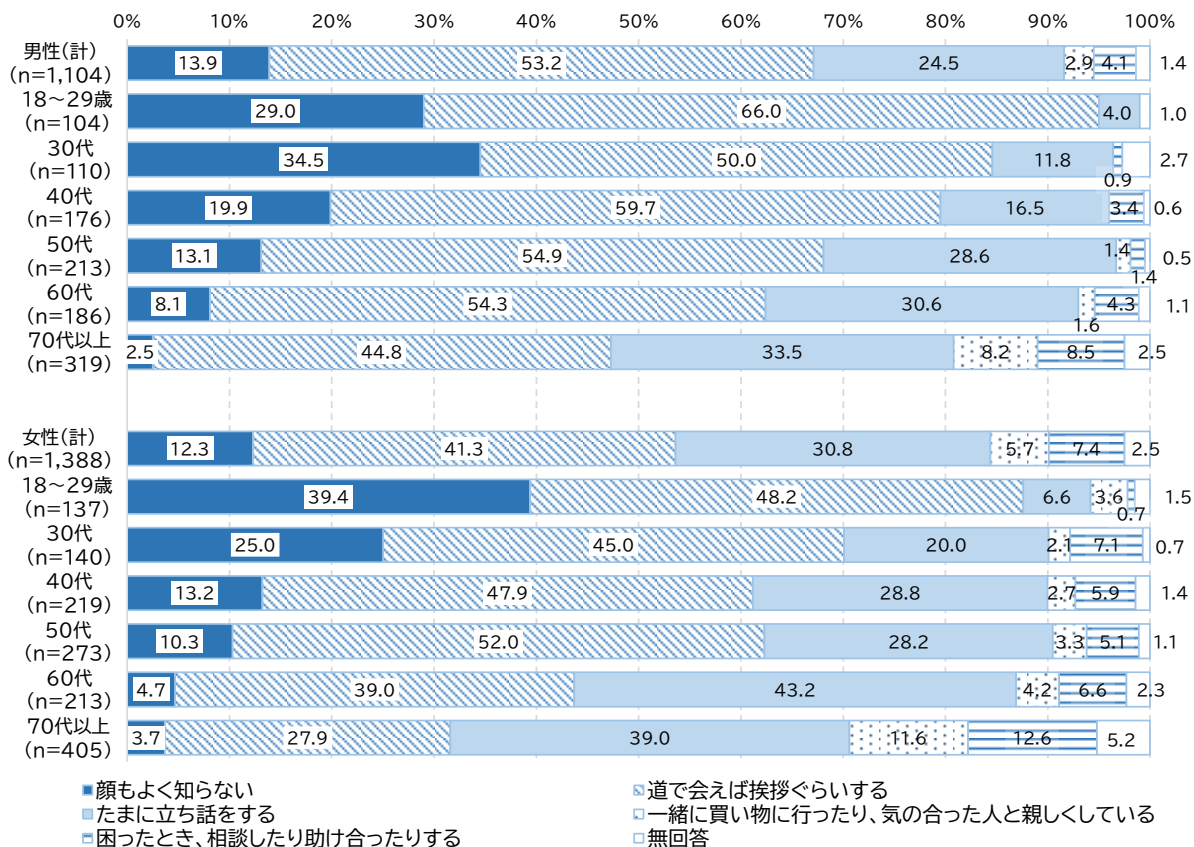
2022年度の横浜市民意識調査では、隣近所とのつきあい方は、「道で会えば挨拶ぐらいする」(46.8%)が最も多く、次いで「たまに立ち話をする」(27.7%)となっています。「一緒に買い物に行ったり、気の合った人と親しくしている」と「困ったとき、相談したり助け合ったりする」の2つを合わせた、『比較的親密なつき合い方』をしている割合は、過去50年の間減少傾向が見られ、ここ数年は約1割となっています。



出典:「令和4年度横浜市民意識調査」(2023年3月)

イ 隣近所とのつきあい方 <男女年齢別>

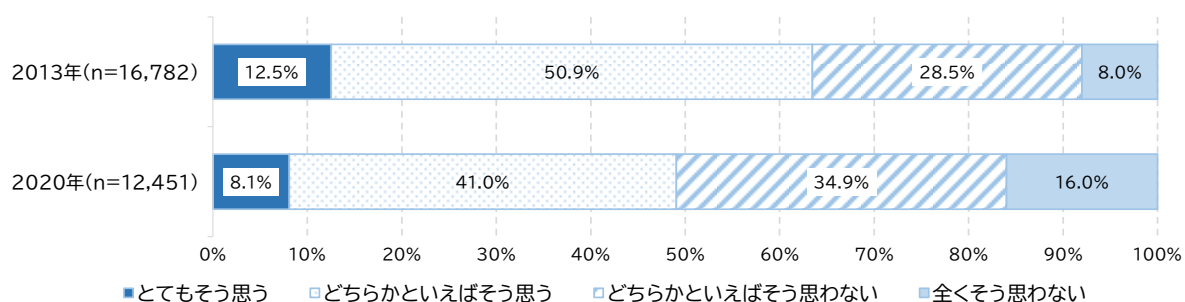
年齢が低いほど「顔もよく知らない」と回答した人の割合が高い傾向にある一方で、70代以上の女性では「一緒に買い物に行ったり、気のあった人と親しくしている」、「困ったとき、相談したり助け合ったりする」と回答した人の割合が高くなっています。



出典:「令和4年度横浜市民意識調査」(2023年3月)

ウ 地域の人々と関わりを持とうと考えているか

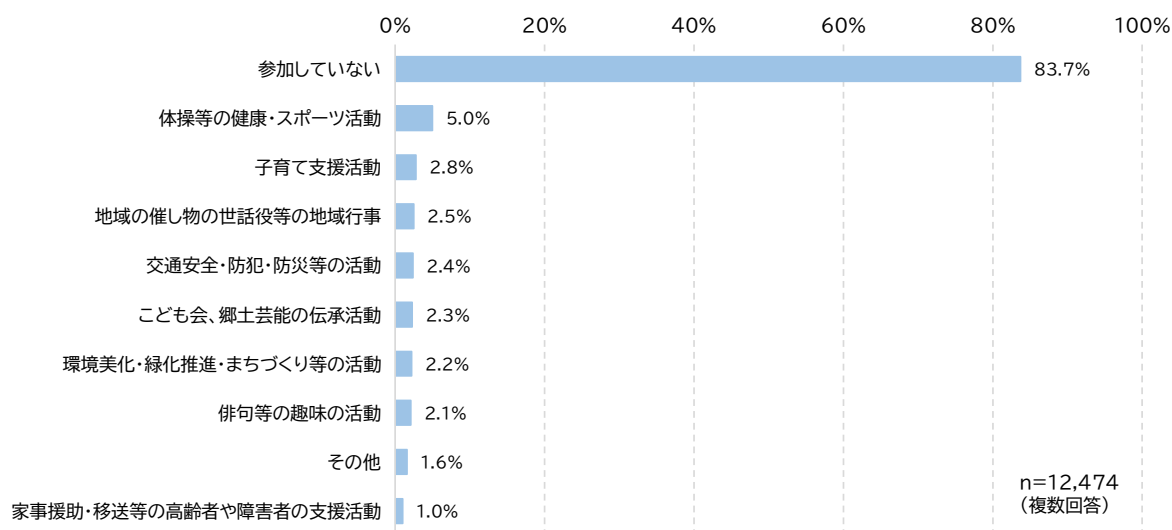
地域の人々と関わりを持とうと考える人の割合は、2013年の63.4%から14.3%減少し、2020年には49.1%となっています。



出典:「令和2年度健康に関する市民意識調査」(2021年6月)、「平成25年度健康に関する市民意識調査」(2014年3月)

エ 趣味活動・地域活動への参加状況

「あなたはこの1年間に、個人・団体で次のような趣味活動や地域活動に参加したことがありますか」という質問には、83.7%の人が「参加していない」と回答しています。参加している人が最も多かったのは、「体操等の健康・スポーツ活動」で、5.0%の人が参加しています。

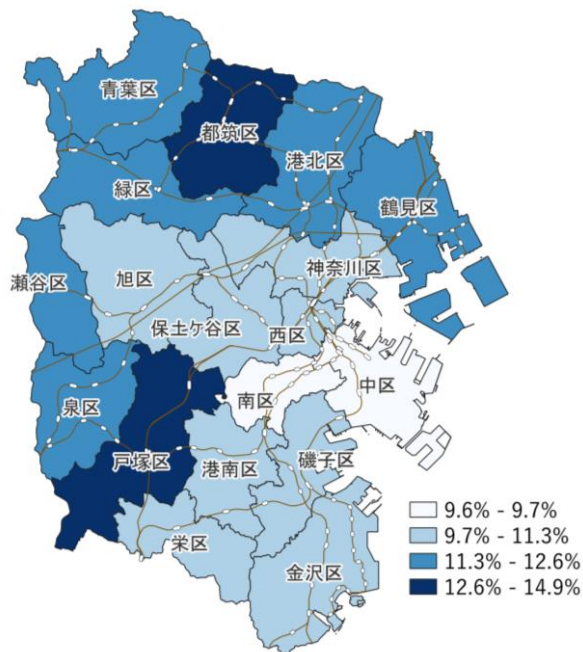


出典:「令和2年度健康に関する市民意識調査」(2021年6月)

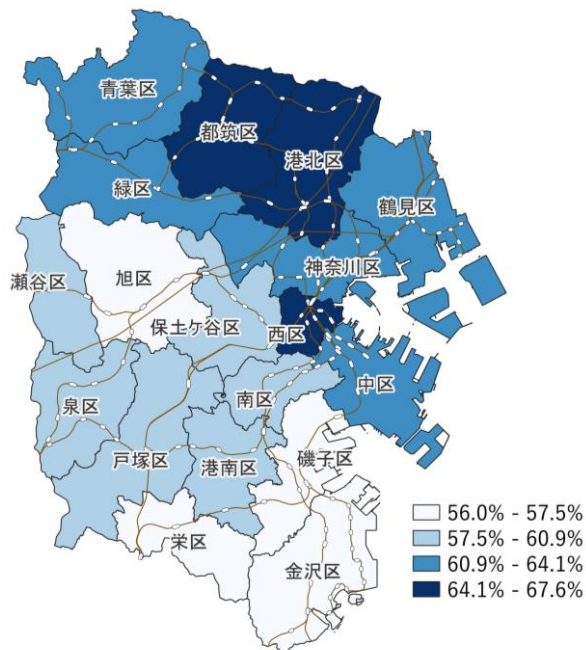
(4) 項目別の区域特性状況

ア 人口関連

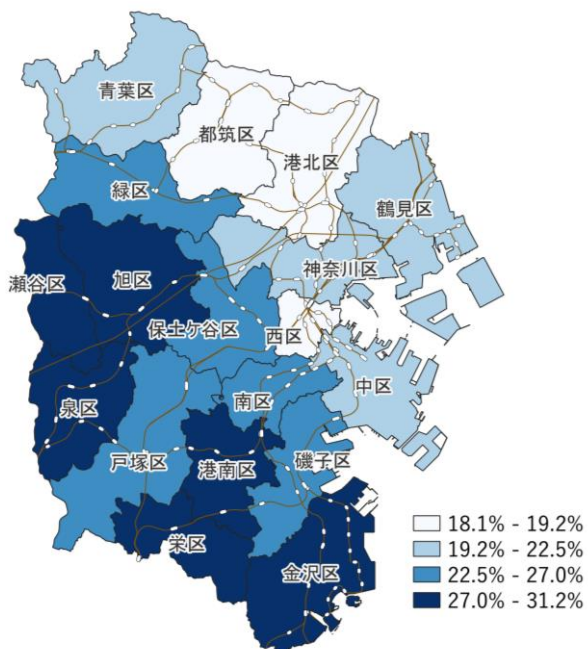
< 0～14 歳人口比率 >



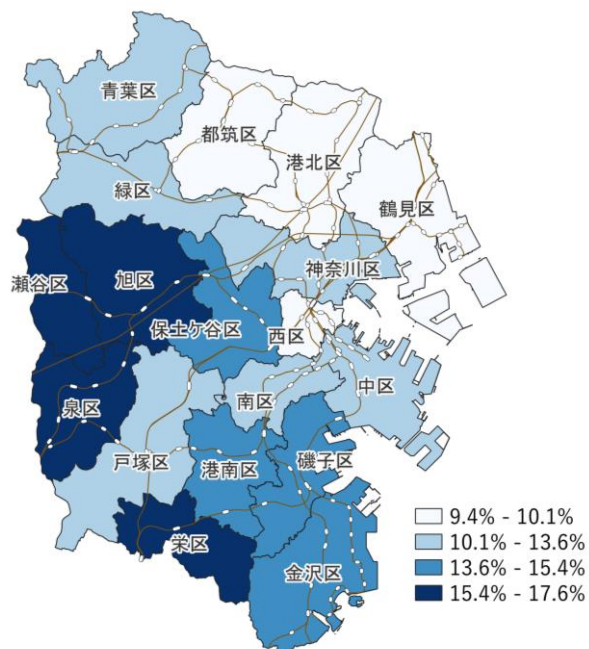
< 15～64 歳人口比率 >



< 65 歳以上人口比率 >



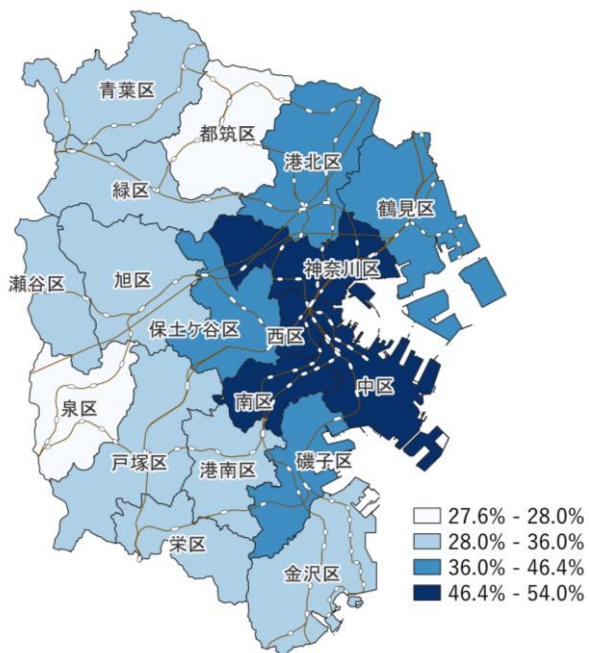
< 75 歳以上人口比率 >



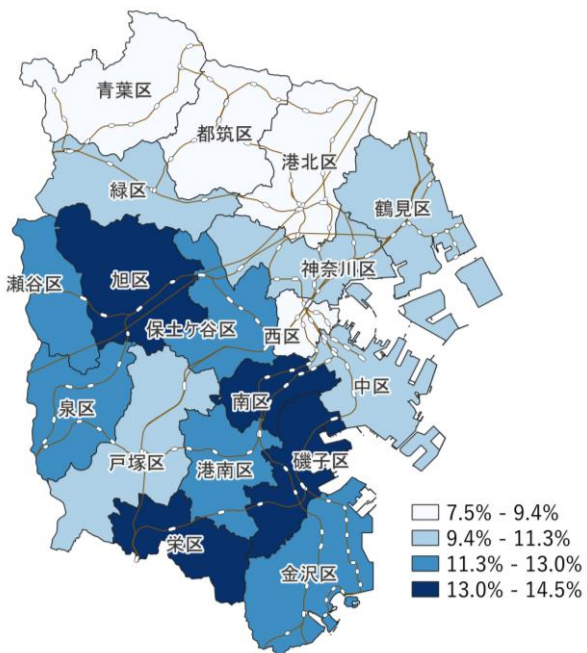
出典:総務省「国勢調査」(2020年)より作成

イ 世帯関連

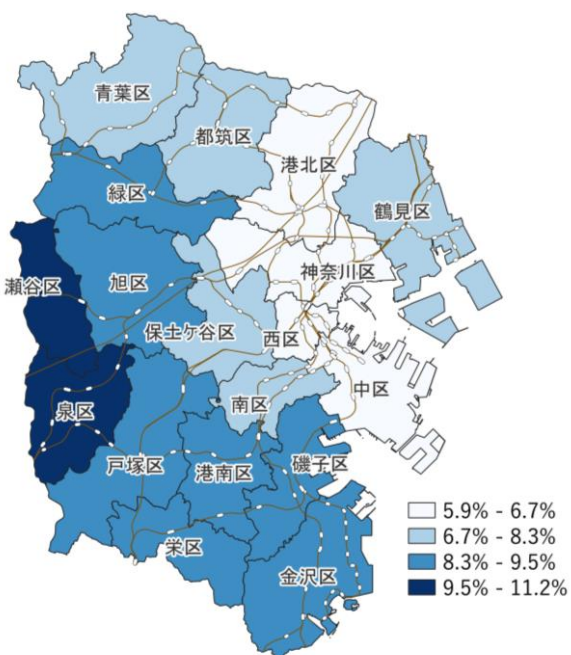
<単身世帯比率>



<単身高齢者世帯比率>



<ひとり親世帯比率>

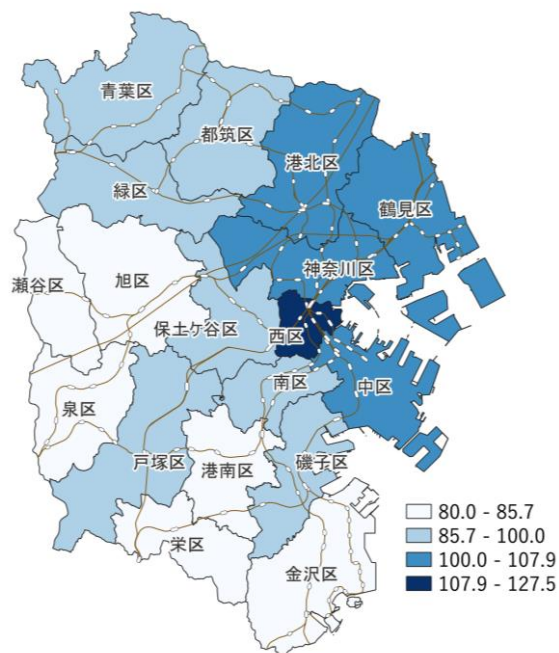


出典:総務省「国勢調査」(2020年)より作成

ウ 将来人口推計(2040年)

<総人口の変化>

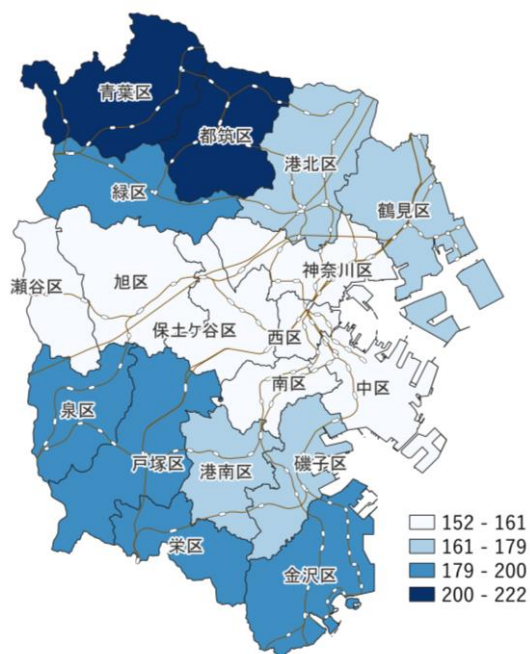
※2020年を100とした場合の指数



	総人口 (2020年)	総人口 (2040年)	2020年を 100とした 場合の指数
鶴見区	297,448	321,061	107.9
神奈川区	247,271	266,889	107.9
西区	104,934	133,761	127.5
中区	151,383	161,557	106.7
南区	198,162	193,630	97.7
港南区	215,247	184,441	85.7
保土ヶ谷区	207,814	195,575	94.1
旭区	245,175	208,979	85.2
磯子区	166,729	152,894	91.7
金沢区	198,940	161,869	81.4
港北区	358,522	382,147	106.6
緑区	183,083	174,202	95.1
青葉区	310,753	281,081	90.5
都筑区	213,132	196,804	92.3
戸塚区	283,707	279,124	98.4
栄区	120,192	96,157	80.0
泉区	152,378	126,855	83.3
瀬谷区	122,621	99,922	81.5

<85歳以上人口の変化>

※2020年を100とした場合の指数



	85歳以上人口 (2020年)	85歳以上人口 (2040年)	2020年を 100とした 場合の指数
鶴見区	9,206	16,504	179
神奈川区	8,887	14,339	161
西区	3,462	5,275	152
中区	5,642	9,043	160
南区	8,708	13,396	154
港南区	9,848	17,672	179
保土ヶ谷区	9,931	15,056	152
旭区	13,071	20,702	158
磯子区	7,790	12,743	164
金沢区	9,350	18,168	194
港北区	11,872	20,959	177
緑区	7,545	14,527	193
青葉区	11,324	24,510	216
都筑区	6,714	14,874	222
戸塚区	11,812	23,424	198
栄区	5,848	10,925	187
泉区	7,385	13,828	187
瀬谷区	6,161	9,906	161

注)2020年を基準時点とした、2040年の将来人口推計に基づいている。

出典:「横浜市将来人口推計」より作成

2 用語解説

50音	用語	内容
ア	アウトリーチ	必要な支援が届いていない人に対し、行政や支援機関が積極的に働きかけて情報や支援を届けること。
ア	あんしんノート	障害のある子どもや高齢者の方が、親や親族が亡くなった後を見据え、財産のことだけではなく、その人の特性や希望すること、関係機関のこと等についても書き残すことによって、日常生活を過ごしていく上で困らないようにするためのもの。
イ	意思決定支援	知的障害や精神障害等で意思決定に困難を抱える人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み。
イ	移動支援	外出が困難な障害者や高齢者に対して、通院等、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための移動を支援すること。
イ	いわゆる8050問題	80代の親がひきこもり状態にある50代の子の生活を支え、親の介護の問題など課題が多様化・複雑化し、地域の中で孤立している状態にある世帯。背景には、ひきこもりの長期化・高年齢化がある。
エ	エンディングノート	認知症等で意思疎通ができなくなった時や亡くなった時のために自身の思いを書き留めておく「覚書」のこと。遺言のような法的な効力はない。
カ	買い物支援	外出が困難な障害者や高齢者等、日常的な買い物で困っている人へ商品の配達や出張サービス、買い物代行、移動販売の誘致を通じて支援すること。
カ	学校・地域コーディネーター	学校と地域が連携・協働するために、地域と学校をつなぐ役割を担うボランティアのこと。横浜市では平成19(2007)年度から「学校・地域コーディネーター」と呼び、平成29(2017)年度から社会教育法で規定された「地域学校協働活動推進員」として委嘱。
カ	学校運営協議会	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地域住民や保護者等が一定の権限と責任をもち、それぞれの立場で当事者として活動し、学校運営に参画する仕組み。一定の権限とは、①校長の定める学校運営の基本方針を承認すること(必須)、②学校運営に関して教育委員会や校長に意見を述べること(任意)、③教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べること(任意)の3点。
カ	関係機関・団体	この計画では、社会福祉法人、施設、地域子育て支援拠点、学校、障害児者団体、障害者地域活動ホーム、精神障害者地域活動ホーム、精神障害者生活支援センター、居宅介護支援事業者、医療機関、サービス事業者、企業、NPOなどを位置づけている。
キ	基幹相談支援センター	2016年4月から、各区にある社会福祉法人型障害者地域活動ホームに設置された障害のある方やその家族等のための総合相談支援機関。基幹相談支援センターでは、区福祉保健センターや精神障害者生活支援センターと連携し、障害のある方やその家族等からの相談に応えるとともに、地域の方や関係機関等とも連携し、地域づくりに取り組んでいる。
キ	協議体	この計画では、第一層協議体(生活支援体制整備事業)を位置づけている。

ク	区協議会(成年後見サポートネット)	成年後見制度等に関して、法律上専門性の高い対応等について専門職から助言を得るために、各区単位で事例検討会や情報交換会等を実施し、地域の権利擁護団体との連携を図っている。
ク	区社会福祉協議会(区社協)	18区に組織されており、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という共通の活動理念のもと、各区の状況に合わせた事業や取組を実施している。
ク	区社協あんしんセンター	市内に在住する、ご自分で金銭や大切な書類を管理することに不安のある高齢者や障害者が安心して生活できるよう、権利擁護に関わる相談や日常生活の支援を行う機関で、市内18区社会福祉協議会が運営している。 事業内容:権利擁護事業(①相談②福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス③財産関係書類等預かりサービス)
コ	コーディネート	課題の解決や連携・協働等、目的に応じて個人や団体・関係機関をつなぎ、互いの情報共有や必要な調整を行うこと。
コ	国際交流ラウンジ	市内在住の外国人のための生活情報提供、相談を多言語で実施するとともに、日本語教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動などを行っている。(トピックス掲載有り P.72)
サ	災害時要援護者	高齢者、障害者等、地震等の災害時に自力避難が困難な方のこと。(トピックス掲載有り P.36)
シ	支援機関	この計画では、行政・社協・地域ケアプラザを指し、横浜市地域福祉保健計画の策定・推進を支援する機関として位置づけている。
シ	自治会町内会	一定の地域で、地域の課題解決や住民相互の親睦を目的に自主的に組織された住民団体。住民ならだれでも加入でき、親睦のためのイベント、清掃等の環境整備、防災等に関すること等の様々な事業を行う。
シ	市民活動・生涯学習支援センター	地域課題の解決や魅力ある地域づくりを目指し、市民公益活動と生涯学習を支援する区域の中間支援組織。
シ	市民協働推進センター	地域課題の解決や魅力の創出、それらに資する新しい取組の創発に向け、市民活動支援に加え、自治会町内会をはじめとした地域団体、企業、学校、行政など様々な主体の交流と連携が生まれる対話と創造の場として、市民協働を推進している。
シ	市民後見人	市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人のこと。(トピックス掲載有り P.46)
シ	社会的孤立	家族や知人、職場や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどないため、生活上の問題が生じたときに支援につながりづらい状態。
シ	社会福祉協議会	社会福祉法第109条に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている。民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織であり、横浜市においては、①社会福祉法人として専任職員と事務局を持つ市社会福祉協議会及び18の区社会福祉協議会②住民主体の任意団体でおおむね地区連合町内会エリアで活動する地区社会福祉協議会がある。
シ	社会福祉事業	社会福祉法第2条において、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に大別され、具体的な事業が列挙されている。主として第一種社会福祉事業が入所施設中心、第二種社会福祉事業は通所・在宅サービスが中心。
シ	社会福祉法人	特別養護老人ホームの運営等、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めに基づき設立される公益法人の一種。

シ	住民主体	一人ひとりの住民が地域福祉保健(困りごとの解決やより良い暮らし)への関心を高めるとともに、自らができることを生かして主体的に関わったり、参加すること。
シ	食生活等改善推進員	各区で実施している食生活等改善推進員養成講座を受講した、食生活改善等の地域の健康づくりの活動を行うボランティア。(トピックス掲載有り P.77)
シ	親族後見人	成年後見人として選任された親族のこと。
セ	生活困窮者自立支援制度	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた包括的な支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした制度。(第4章1(4)に掲載あり P.49)
セ	生活支援コーディネーター	高齢者一人ひとりが、できることを大切にしながら暮らし続けるために、高齢者の社会参加を進め、多様な主体が連携・協力する地域づくりを進めるコーディネーターのこと。横浜市では、第1層生活支援コーディネーターを18区の社会福祉協議会に、第2層生活支援コーディネーターを地域ケアプラザ等に配置し、地域のニーズに合わせて、高齢者に必要な生活支援の活動・サービスを創出・持続・発展させるための取組の支援、関係者間の情報共有、連携体制づくり等を行っている。
セ	性的少数者	性自認(自己の性別についての認識)や性的指向(恋愛感情や性的な関心がどの性別に向くか、向いていないか)のあり方が多数派とは異なる人のこと。「LGBT」は「レズビアン」、「ゲイ」、「バイセクシュアル」、「トランスジェンダー」の頭文字をとった言葉で、性的少数者の総称として使われている言葉の一つ。(トピックス掲載有り P.67)
セ	制度の狭間	課題があるにもかかわらず、どの制度、サービスの対象にもならない状態。
セ	成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定する計画。市町村は国の計画を勘案して、市町村計画を策定するよう努めることとなっている。(トピックス掲載有り P.47)
セ	成年後見(制度)	認知症、知的障害、精神障害などの理由で自分ひとりで判断することが難しい方が安心して生活できるように保護し、法律的に支援する制度。成年後見人等は、本人の意思を尊重し、健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行う。(トピックス掲載有り P.47)
ソ	ソーシャルキャピタル	社会や地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念。
チ	地域学校協働本部	学校が地域とつながり、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。「本部」は事務所のような特定の場所を意味するのではなく、「機能」を表している。また、地域学校協働活動とは、持続可能な地域社会をつくるために、共に子どもたちを育て、共に地域を創るという理念に立ち、地域と学校がパートナーとして、未来を担う子どもたちの成長を社会全体で支えていく様々な活動をいう。
チ	地域関係者・地域組織	この計画では、自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、委嘱委員、ボランティア、地域活動者などを位置づけている。
チ	地域ケアプラザ	高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点として様々な取組を行っている、横浜市独自の施設。(トピックス掲載有り P.63)
チ	地域子育て支援拠点	就学前の子どもとその保護者が遊んだり、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供等を行う子育て支援の拠点。地域で子育て支援に関わる方のために研修会等も実施している。
チ	地区社会福祉協議会(地区社協)	その地域に暮らす人たちが、自らの地域を良くするために様々な活動を行う任意の団体。

チ	地区別支援チーム	地区別計画の推進に向けて、区役所、区社協、地域ケアプラザ等で編成され、地区ごとに設置するチーム。
チ	地区民生委員児童委員協議会(地区民児協)	民生委員同士の連携を図ると共に、様々な課題を抱える世帯への支援方法等についての検討を行う組織。おおむね連合自治会・町内会ごとに設置されている。
チ	地区連合町内会	自治会町内会が集まって構成され、主に自治会町内会相互の連絡調整や地域住民の福祉増進のために広域的な事業(例えば、地区での運動会や、災害を想定した防災訓練、青少年健全育成のための繁華街でのパトロールなど)を実施する組織。
チ	中核機関 (よこはま成年後見 推進センター)	相談対応や専門職によるサポートのコーディネート等を行うとともに、各地域における連携ネットワークを形成・強化していくため、法律専門職団体、社会福祉専門職団体、医療・福祉の関係団体等をはじめとする関係者からなる協議会等の事務局機能を担う機関。(トピックス掲載有り P.47)
ト	特定健診	40歳から74歳の被保険者を対象に医療保険者が行う健康診査。内臓脂肪の蓄積に起因する高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病をみつけ、生活習慣病の改善、病気の予防につなげる。
ニ	日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域。横浜市では、おおむね中学校区程度(人口平均25,000人程度)を目安として設定。
ニ	日本型雇用慣行	1960年代の高度成長期に大企業を中心として確立し、1970年代・80年代に最盛期を迎えた終身雇用・年功賃金・企業別労働組合を特徴とする雇用慣行のこと。
ヒ	ひきこもり	様々な要因の結果として、社会への参加が狭まり、就学や就労など、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。(トピックス掲載有り P.41)
フ	福祉教育	子どもから大人まで全ての人を対象とし、学校や地域でのボランティア体験・交流・出前授業等を通じて、高齢・障害等の当事者理解や身近な地域の福祉課題の理解等を進める取組。
フ	フリースペース	この計画では、誰もが気軽に安心して集まり、相談や交流ができる場所を指す。
ホ	法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO法人等の法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が十分でない高齢者や障害者の保護・支援を行うこと。
ホ	保健活動推進員	地域の健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナー役として、地域で健康づくり活動を行っている。(トピックス掲載有り P.77)
ミ	民生委員・児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員。地域の身近な相談相手として、介護や子育て等の福祉に関する様々な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供を行ったり、行政や関係機関を紹介する「つなぎ役」。(トピックス掲載有り P.36)
ヤ	ヤングケアラー	法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされる。(トピックス掲載有り P.34)
ヨ	要援護者マップ	住民、支援機関、関係機関等により、住民地図等を使用して対象地域の要援護者や支援が必要になるとと思われる人の情報共有をするもの。
ヨ	要保護児童対策地域協議会	要保護児童等に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う協議会
ク	老人クラブ(シニアクラブ・シルバークラブ)	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりに重要な役割を果たしている。(トピックス掲載有り P.76)

3 横浜市地域福祉保健計画の検討経過

年度	月	市計画策定推進委員会、検討会等	市会・関係団体・区役所・区社協・ 地域ケアプラザ等との調整
2021 年度	11月 ～ 3月	<p>★地域福祉保健計画・地域福祉活動 計画検討会【12月】 (計画策定の考え方、テーマ別分科会 の設置について)</p> <p>★第2回策定・推進委員会【2月】 (計画策定の考え方について、中間評価) ※開催中止、書面意見照会</p>	<p>●関係局区検討プロジェクト【1月】 (計画策定の考え方について、テーマ別 分科会の設置について)※書面開催</p> <p>●区・区社協との意見交換【12月～3 月】 (第4期区計画策定・推進状況、第5期市 計画への意見等)</p>
2022 年度	4月 7月 3月	<p>★第1回策定・推進委員会 (計画策定の考え方・分科会について)</p> <p>★テーマ別分科会 ①多様な世代や人々がつながり地域活動 に参画し活躍できる地域づくり ②分野にとらわれず支援が必要な人に早 期に支援が届く仕組みづくり 【①②は9月までに各2回開催】</p> <p>★地域福祉保健計画・地域福祉活動計画 検討会【7月・11月】 (分科会報告、素案骨子(案))</p> <p>★第2回策定・推進委員会【3月】 (素案(案))</p> <p>★第1回評価検討会【3月】 (第5期計画の評価方法の考え方)</p>	<p>●関係局との意見交換 (第5期市計画策定に向けた他分野計画 との調整)</p> <p>●関係団体等との意見交換【8～10月】 (現状と抱えている問題、必要な支援・取 組、第5期市計画への意見等)</p> <p>●庁内検討プロジェクト【8～3月】 (第5期市計画策定に向けた方向性、記 載内容の調整)</p> <p>●策定・推進委員会委員、区、関係局、区 社協、地域ケアプラザ意見照会【11～12 月】(素案(案))</p>
2023 年度	5月 6月 7月 8月 9月 11月 1月 3月	<p>素案公表・市民意見募集(パブリックコメント)【5月26日～6月27日】</p> <p>★第2回評価検討会【6月】</p> <p>★第1回策定・推進委員会【7月】 (パブリックコメント実施結果、評価方法)</p> <p>★第3回評価検討会【9月】</p> <p>★第2回策定・推進委員会【11月】</p> <p>★第1回地域福祉保健計画・地域福祉 活動計画検討会【3月】</p>	<p>●関係団体への説明、記者発表</p> <p>●第1回庁内検討プロジェクト【8月】 (パブリックコメント実施結果、評価方法、 資料編、トピックス)</p> <p>●第2回庁内検討プロジェクト【1月】</p>
第5期市計画確定・公表			

4 パブリックコメント実施結果

計画の策定に市民の意見を反映するため、素案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

(1) 実施期間

2023年5月26日(金)から6月27日(火)まで

(2) 周知方法 素案冊子 8,073部、リーフレット 11,882部

ア 素案冊子の配布 計 319 箇所

区役所、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、市民情報センター、地域子育て支援拠点等

イ 関係団体等への説明 計 89 箇所

市・区町内会連合会、市・区民生委員児童委員協議会、区社会福祉協議会、横浜市身体障害者団体連合会、横浜市老人クラブ連合会、地域子育て支援拠点連絡会、横浜市保健活動推進員会等

ウ 広報

市ウェブサイト、広報よこはま、はまインフォ（LINE・SmartNews）等

(3) 意見総数

総計 170件 97人・団体からの意見

(4) 個人からの意見提出方法

電子申請 44人・団体、電子メール 11人・団体、FAX 3人・団体、
郵送 25人・団体、その他 14人・団体

(5) 内容別意見数（総計 170 件）

項目	意見数
計画全体に関すること	47件
推進のための取組に関すること	72件
（1 身近な地域で支えあう仕組みづくり）	(27件)
（2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり）	(33件)
（3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進）	(12件)
その他（個別分野の福祉施策へのご意見等）	51件

(6) 提出された意見への対応の考え方（総計 170 件）

項目	意見数
(1) 御意見を踏まえ、原案に反映したもの	26件
(2) 御意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの	27件
(3) 今後の検討の参考とさせていただくもの	80件
(4) その他（質問・感想等）	37件

5 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 委員名簿(2022・2023年度)

2024年3月現在

(五十音順 敬称略)

	委員名	所属	分野
1	有本 梓	横浜市立大学大学院医学研究科地域看護学分野教授	学識経験者(保健)
2	生田 純也	横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 地域ケアプラザ分科会 会長 横浜市踊場地域ケアプラザ 所長	地域ケアプラザ
3	内田 元久	横浜市身体障害者団体連合会 理事長	障害分野関係者
4	内海 宏	株式会社 地域計画研究所 所長	地域まちづくり関係者
5	宇野 雅紀	市民公募委員	市民委員
6	小林 政晴	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会
7	小宮山 滋 (2023年6月23日から)	横浜市社会福祉協議会 理事	社会福祉協議会
	池田 宏史 (2023年6月22日まで)	横浜市社会福祉協議会 理事	
8	佐伯 美華	幸ヶ谷小学校 学校・地域コーディネーター (地域学校協働活動推進員)	学校・地域連携関係者
9	佐藤 潮	横浜市町内会連合会 幹事	自治会町内会関係
10	塩田 良英	港南区シルバークラブ連合会 会長	高齢分野関係者
11	鶴見 伸子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 幹事	障害分野関係者
12	名和田 是彦	法政大学法学部 教授	学識経験者(コミュニティ)
13	西尾 敦史	愛知東邦大学人間健康学部 教授	学識経験者(福祉)
14	福本 雅美	戸塚区地域子育て支援拠点とつとの芽 施設長	子育て分野関係者
15	星 勉	公益社団法人神奈川県社会福祉士会 権利擁護・成年後見事業部ぱあとなあ神奈川 運営委員長	成年後見関係者
16	本宿 剛志	金沢区生活支援センター 愛&あい 施設長	障害分野関係者
17	増子 眞智子	横浜市保健活動推進員会 鶴見区会長	保健活動推進員
18	水野 千鶴 (2023年6月15日から)	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
	赤羽 重樹 (2023年6月14日まで)	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	
19	山田 秀人	市民公募委員	市民委員
20	山野上 啓子	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 監事	NPO・市民活動団体等 中間支援組織

<臨時委員>

1	久保田 充明 (2022年11月5日から)	一般社団法人横浜市薬剤師会 副会長	薬剤師会
	川村 幸久 (2022年11月4日まで)	横浜市薬剤師会 常務理事	
2	坂本 揺子	一般社団法人横浜市歯科医師会 常任理事	歯科医師会



横浜市地域福祉保健計画キャラクター
「ちふくちゃん」

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA



ほら、
よこはまは
あったかい

横浜市健康福祉局福祉保健課

横浜市中区本町6-50-10

TEL 045 (671) 3428

FAX 045 (664) 3622

kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

横浜市中区桜木町1-1

TEL 045 (201) 2090

FAX 045 (201) 8385

kikaku@yokohamashakyo.jp

この概要版は「第5期横浜市地域福祉保健計画」の一部を紹介したものです。

詳細については、

横浜市 地域福祉保健計画

検索

2024(令和6)年3月発行